

第33回関西広域連合委員会

日時：平成25年5月23日（木）

午後1時50分～午後4時30分

場所：リーガロイヤルNCB 淀の間

開会 午後1時50分

○広域連合長（井戸敏三） 第33回関西広域連合委員会を開催させていただきます。

原子力規制庁から山本審議官にお見えいただいておりますが、最初に発電用軽水型原子炉の新規制基準について御説明を伺い、御質疑をいただくことにしております。

それでは早速ですが、山本審議官、御説明よろしくお願いたします。

○山本審議官 ただいま御紹介いただきました原子力規制委員会、規制庁の審議官をしております山本でございます。

本日は原子力発電所の新しい規制基準、今現在検討中でございますけれども、これについての御説明をさせていただければと思っております。このような説明の機会をいただきまして大変ありがとうございます。

お手元に資料の1ということで、実用発電用原子炉に係る新規規制基準（案）についてという資料を御用意させていただいておりますので、この資料に基づきまして規制基準の内容につきまして御説明をさせていただきます。

私どもはこれを新しい原子力発電所の新規規制基準と、こう呼び方をしておりますけれども、この規制基準といいますのは、原子力発電所を初め原子力施設を規制する法律としまして、原子炉等規制法という法律です。

この法律が福島事故を踏まえまして私ども原子力規制委員会、規制庁の設置とともにこの原子力等規制法が改正になりまして、原子力に係る新しい規制基準を規制委員会発足後10カ月以内ということで、規制庁、規制委員会が発足しましたのが昨年9月でございますので、今年の7月までに新しい基準を整備をして、それを施行すること、これが法律上明記されておりますので、大変短い期間ではございますけれども、私

どもは組織を発足以降、昨年の9月以降体制を整備いたしまして検討を進めてきているものです。

現在の状況は、ほぼこの基準（案）の原案を策定いたしまして、いわゆる行政手続法に基づくパブリックコメントを実施いたしました。この結果を現在集計中でございますので、最終的な規制基準という形で制定をしていきたいと思っているものです。

1枚おめくりいただきますと1ページ目に、この福島第一の事故を踏まえて、安全規制に対するさまざまな御指摘が国会の事故調、政府事故調等々から出てきているものです。私どもが規制基準を検討するに当たって前提とした重要な御指摘ということで列挙をさせていただいております。

幾つか言われておりますけれども、特に今回の福島第一の事故と申しますのは想定を超える地震、津波によりまして炉心損傷が起きたわけですが、そういう炉心損傷が起きるような事態、これをシビアアクシデントと専門的には呼んでいますけれども、こういった対策が規制上十分位置づけられず事業者の自主的に任されてきたという大きな問題があったという御指摘。それから地震などの基準につきましても平成18年に新しい地震の基準が当時できていたわけでありまして、これをきちっと適用させるということが法律上からにしても明確になってなかった、いわゆる強制力を持って基準を適合させるという仕組みがなかったというような御指摘。それからこういうシビアアクシデントの対策が海外でもいろいろ進んでいたわけですが、そういう海外の動向、海外の知見を十分踏まえずに、それを規制の中に入れて組み込んでいなかったといった御指摘。それから地震、津波、これは日本固有の大変自然環境が厳しい条件ですので、そういう自然災害をきちっと想定して常に安全性を向上すると、こういう取り組みが不十分であったというようなこと、こういうような大変厳しい御指摘を各事故調からいただいております。まずこういったことを前提に規制基準の検討を行いました。

それから2ページ目に書いておりますのは、今回の規制基準の前提となります原子

炉等規制法の改正の内容です。特に法目的の中では、単に原子力発電所の安全を確保してその災害を防止するというのが従来の考え方だったわけでありましたが、それにとどまらず原子力災害を引き起こす、私どもはこれを起因事象と呼んでおりますけれども、そういったものについては自然災害それからテロリズムと、こういった原子力発電所の外部に存在する脅威にも対して十分備えたものにすべきであると、こういったことが法律の目的に追加されております。

それから、この原子力災害を防止し安全を図るとというのが法律の目的ですけども、その究極の目標が国民の生命、健康、財産の保護、これは従来もあったわけですが、特に今回環境の保全が入っています。これは御案内のとおり、福島第一の事故によりまして大量の放射性物質が原子力発電所の周辺区域を初め大変遠くのところまで放射性物質が拡散し、それが蓄積し、そしていまだに多くの方が帰還ができないと、こういう状況になっています。したがって生命、財産、健康の保護だけではなくて、そういう環境の保全、要は環境に対して放射線による汚染を生じさせないと、こういったことを法律の目的に入れたということです。したがって、規制基準もこういったことを十分踏まえたものにしていく必要がございます。

それから2つ目が重大事故も考慮した安全規制、ここでいいます重大事故というのは先ほど言いました炉心が損傷するようなシビアアクシデントの状態を指します。こういう重大事故、これまでの規制ではそもそも重大事故に至らないための対策しか行っていたわけですけども、重大事故が発生した場合でもそれにきちっと対応できるような体制を構築すると、それを法律の規制対象の中に入れていくということと、これが新たに入ってきた要件でございます。

それからもう一つは、安全の確保には終わりはありません。常に安全性の向上を図っていくということが大変重要です。それで、これは規制基準とはちょっと別の制度にはなりますけれども、一定期間ごとに事業者に対して安全性の総合評価を実施させ、その結果を公表させるということで、安全の向上の良循環の仕組みを入れたとい

うものです。

それからもう一つ大きな制度は、いわゆるバックフィット制度です。この安全確保、先ほど言いましたように終わりにはございませんので、常に最新知見を取り入れて基準の見直しを行ってまいります。そしてその基準は必ず既設の発電所も含めて適合させていくと、これは先ほど言いました、地震の基準ができたにもかかわらずこの適合が極めておくれたという反省のもとに、新しい基準はそれができた段階できちっと事業者には適合させる、もし適合できなければ改善の命令などの強制的な措置を講じると、こういう措置です。

それから最後には、電気事業法と原子炉規制法は複雑な体系になっておりますので、これを一本化して明確な体系にするということです。

次の3ページをお開きいただきますと、これは東京電力福島第一原子力発電所の事故のシーケンスと申しますか、どういう過程で事故に陥ったとかということ。この大きな流れは国会事故調、政府事故調を初め共通の理解と申しますか評価になっているかと思っております。ごらんとおり地震が発生いたしまして外部電源が喪失、これは送電鉄塔が倒れたり受電設備が崩壊するなどによりまして外部電源が失われ、そのときに内部電源及び非常用DGなどが立ち上がりましてけども、津波などによりまして海水の冷却機能が失われ、この非常用DGが作動しない、あるいは炉心の冷却、この冷却する場合は最終的には海に熱を逃がすわけでありまして、この海に逃がすための装置が津波によって崩壊したということで全ての電源を失い、それから原子炉の冷却機能を失うと、こういう事態に陥ったがために炉心が損傷し、さらには熔融をし、圧力容器あるいはさらには格納容器内の圧力が高まり放射性物質が格納容器外に漏出し、そして水素もあわせて放出されましたのでこの建屋が水素爆発し、そして最終的には環境に大量の放射性物質を出してしまったと、こういう大きな流れでございます。したがって、それぞれの事柄に対してこういう事態が生じないような対策、左とか右に吹き出しが書いてはありますが、こういった福島を二度と繰り返さ

ない、あるいはそれを防止するための各段階の対策をきちっと基準の中に入れていくと、こういうことが必要であると考えております。

それで4ページ目はこの基準の検討の流れでございます。規制庁を発足してからこの基準を策定します検討チーム、これは外部の有識者も入っていただいたチーム等編成をいたしまして、ちょうど真ん中のあたりですけれども、非規制者等からの意見も踏まえながら、今年の2月にまず骨子案という形で取りまとめをしております。それでももちろんこの過程は全て議事は公開、一般傍聴も認めておりますし、それからいわゆるユーチューブと言われるものでウェブ上の公開、これは後でも見られる形でございますけれども、こういう透明性を確保するという形で基準の策定に努めてきたところです。そしてこの骨子案の段階でまず1回目のパブリックコメントを実施いたしまして、その上で規制条文案、これは法律の言葉に置きかえたものですが、この案を作成しまして、4月から2回目のパブリックコメントを実施して、今それが終了し集計をしているということで、7月に施行に向けて準備を進めさせていただいております。

それで次の5ページ目をお開きいただければと思います。先ほど申し上げました前提状況を踏まえた上で、この規制基準の基本的な考え方ということです。1つ目はこれはもう海外でも強く言われていることですが、深層防護というものを徹底することです。深層防護というと今一般的に5つの層があると言われております。炉心損傷が起きるような起因となる事象、これは地震、津波とか機器の故障とか、いろいろなものが想定されるわけでありまして、まずはそういったものの発生を防止すること、それが起きてもその拡大を防止すること、それで機能が仮に一部失ったとしてもその影響を緩和することと、このまず3つのところは従来設計基準という形で従来の安全規制の中でも取り込んでたわけでありまして、さらに第4層目としまして、そういった通常の設備が使えないような状態に陥って炉心損傷が起きるような場合、これをシビアアクシデントと呼んでいますけど、そういうシビアアクシデント対策、これを第4層として追加をし、そして第5層はさらには原子力の防災対策ということで万が

一の場合についての住民の皆様の避難のための準備、こういう対策も含めて全体で5層の構造になっていますけども、こういう多段階、多層的な形で安全をしっかりと守っていくと、こういう考え方を訂正するということです。

それからもう一つは安全確保の基礎となる信頼性向上ということですが、従来の基準で非常に不十分であった火災対策、あるいは後ほど申しますような地震、津波、こういったような対策について十分強化を図っていくということを念頭に置いています。

それから次の6ページ目、シビアアクシデント対策などの対応です。従来このシビアアクシデント、炉心が損傷するような事態に陥った場合での対応策なり準備が全くこれまで規制上なかったわけでございますけども、今回新しい規制基準の中に炉心が損傷するような事態に至った場合の炉心の損傷を防止する、これは通常の設備は使えないときがありますので、別の代替手段を用意するということですが、そういう炉心をそもそも損傷を防止するようなこと。それから格納容器が中の温度が上がって破損を防止するような格納容器の機能を維持し、さらに加圧が進んでまいりますとベントというもので内部の圧力を外部に逃がすことによって格納容器の破損を防止するような対策、もちろんこのときは管理放出といたしましてフィルタ・ベントといったもので一定以上の放射性物質を出さないようにというのが基本です。さらに万が一放射性物質が出ていった場合には、先般の福島事故でも自衛隊あるいは消防庁のほうでもいろいろ御対応いただいた、ああいう散水のような対策と、こういう多段階の対策を最悪の事態も踏まえた対策をあらかじめ準備しておくということです。

それで次の②でございますけども、こういう炉心損傷に至るような対応といった場合にはさまざまな事態が想定されますので、極めて柔軟な対応ができる必要がございます。したがって、これはアメリカでもとられております、特に可搬のポンプ車とか電源車、さまざまなものを組み合わせるっていうことですが、いろんな事態にも対応できるように、こういう可搬型の設備を基本としまして他方、信頼性の確保の観点から恒設設備と組み合わせをすると、これは恒設設備は特にヨーロッパなどが中心

ですけれども、アメリカ式とヨーロッパ式のを組み合わせた対応をやっていくようなこと。

それから③番に書いていますのは、今までは原子炉の話をしてきましたけれども、もう一つの大きな、福島事故でも問題になりました使用済み燃料プールの対策を強化すること。

それから④は設備面だけではなくて緊急事態が起きたときの対応ができるような体制を整備すること、対策所であるとか通信機能の向上、こういうのは当然ですけど、こういったものの強化を図ると。

それから⑤に書いていますのは、テロなどによりまして航空機が落下してくるようなケース、アメリカの9.11のような事態ですけども、そういったものの場合でも対応できるような対策として、後ほど述べます特定安全施設っていうものを導入してまいることになっています。

7ページ目でございます。ここは基準の全体の概念を書いたものです。左側が従来の設備によります対応です。そして右が新しい規制基準っていうことで、要すれば従来の設計基準と呼ばれているところについてはそれぞれの対策の中身は強化し、特に耐震、津波の対策についてはさらなる強化を行うということに加えて上の黄色いところですけども、それでも通常の設備が使えなくて炉心損傷に至るようなケースも想定しまして、それらに備えた対策、シビアアクシデント対策と呼んでおりますけども、こういったものを新たに追加すると、こういう規制体系にしているものです。

8ページ目以降が具体的な対応の例という形で書いています。まず設計基準という、先ほどの7ページの左側に相当するところなんです。ここでの強化ということ、不十分なところを強化しています。火災防護であるとか重要な機器の多重化を徹底すること、一部多重化されていないところがございまして。それから外部電源を強化すること、容易に外部電源が喪失しないようなこと、原子炉の熱を逃がします海水冷却機っていうのがございまして、こういったものの防御、それから自然現象として、後ほど述べ

まず地震、津波以外の例えば竜巻、森林火災、こういったものにも十分備えるような対策を用意することです。

その具体例のイメージとしまして次の9ページ目です。左側にありますのが外部電源の強化ということで、この外部電源というのは変電所から送電系統、変電所を介してこの原子力発電所に電気が供給されるわけですが、従来その重要な大きな変電所から枝分かれして原子力発電所に供給されているケースが多うございまして、万が一、その上にあります大もとの変電所が地震などでだめになりますと供給が全部ストップしてまいりますから、下の図にありますように異なる変電所、異なる送電ルートによりまして、仮に片方の送電ルートがだめでももう片方で十分対応できるように、この外部電源のルート強化っていうのが1つの例です。右側は海水ポンプに防護壁を設けるなど、こういう対津波性を向上させるという対策です。

それから10ページ目をお開きください。次はシビアアクシデント対策、さまざまな通常の設備によりまして安全を確保するわけですが、そういった設備が使えないような状態に陥った場合でも炉心を損傷防止をするという対策です。

①から⑥に書いておりますのは、例えば通常操作によって原子炉の停止が失敗した場合、例えば制御バーが挿入できないような場合に代替に例えば原子炉を停止させるための放散水を注入するようなこと。

それから②、③、④とかいうのは通常の冷却装置とか圧力を逃がすような装置、こういったものが動作できない場合については代替の可搬型の設備でもって注水をする、あるいは圧力を逃がすというような対応。そして特にこの基本となるのは水の供給と電源ですので、こういうサポート機能ということで電源車、ポンプ車、そういったものをしっかり用意いたしまして、さまざまな事態でも対応できるように手順、設備は用意しておくということです。

次の11ページが1つの例です。左側の図は通常の場合ですと中央制御室からボタン操作等によりまして原子炉の圧力を逃がす弁などを操作するわけですが、そういった

ものが使えないような状態になった場合は、例えばこういう手動でハンドルを回して圧力を逃がすというような、こういう対策を組み合わせるようなこと。右側は既にいろんな発電所で取り組まれていますけども、通常の電源が使えない場合についてはこういう電源車などから電気が供給できるような体制を用意しておくことということでございます。

次の12ページは格納容器の破損防止対策ということですが、不幸にも炉心損傷が起きて圧力容器、格納容器の内圧が上がってきた場合、これは格納容器が破損いたしますと大量の放射性物質が外部に放出されますので、少なくとも格納容器を破損させないための対策ということですが、ポイントは格納容器内の温度、圧力を下げるための対策ということで、格納容器内のスプレイと書いていますけれども、水を放出することによって雰囲気温度を下げていくようなこと。それからそもそも圧力が上がっていった場合はそれを逃がす必要がございますので、フィルタ・ベントと呼ばれるもので過圧破損を防止するようなこと。それから溶融いたしました炉心、これが通常の圧力容器ではなく、その下部に溶融して落下するケースもございますので、そういう落下した溶融炉心に対して水を注入することによって冷却するようなこと。それから水素の防止対策、これは水素を逃がすというのが基本になってまいりますけども、こういう対策を追加するものです。

13ページにその具体的なイメージを書いています。左側に排気筒、フィルターとありますが、これは真ん中の絵にあります炉心が損傷して圧力容器内、格納容器内の圧力が上昇し、格納容器が破損するおそれが出てきた場合には、この圧力を逃がすためにフィルターを通じて内圧を下げるというものです。このフィルターによりまして、放射性物質を一定量以下に低減させるというのがもちろん必要になってまいります。そのほか、圧力容器を突き抜けて下のほうに炉心溶融が落下した場合には、その炉心の下部にこういう水を注入して冷却するような対策、こういった炉心が損傷した後においても、格納容器の破損を防止するための対策をあらかじめ用意しておくという

ことです。

最後の対策について、14ページ、意図的な航空機落下による対策です。航空機が原子炉に突っ込んでくるといった場合になりますと、相当大きな建屋などの破損が想定されます。そうしますと、なかなか人が近づけない、設備も大きなダメージを受けている可能性がございますので、遠隔で、先ほど言いましたこの格納容器の破損を防止したり、あるいは炉心を冷却するといったことを実施するための施設を原子炉建屋から、例えば100メートルぐらい離れたところに特定安全施設と称してはいますが、こういう一定の設備を準備をし、遠隔で炉心の冷却あるいは格納容器破損の防止のためのフィルタ・ベントの操作、こういったものを実施する施設を用意をするというものです。これは主としてヨーロッパなどに導入されているケースが多いものです。

最後に15ページが、それでも格納容器から放射性物質が出てきた場合には、こういう大量の水を噴射する施設の用意しておきまして、これは福島で自衛隊、消防庁で対応いただいたものでありますが、それを事業者としてもきちっと用意しておくというものです。

それから16ページが、最後になりましたけども耐震・津波の基準の評価ということです。特に津波に関しては、これまでの基準では地震の随件事象ということで、必ずしも津波に対する評価、対策が十分でなかったと考えられます。それで今回の新しい基準の中においては、その地点に襲来いたします最大の津波を想定し、それを基準津波として設定をいたしまして、そのための防護対策を要求するものです。

具体的には、下の写真にありますように、そもそも津波が襲ってきた場合、発電所全体を防護するこういう防護壁を設置をするようなこと、さらにこの防護壁を乗り越えて津波が原子炉建屋に襲ってきた場合にも対応できるように、建屋ごとに防潮扉といったものを設置するようなこと。そしてこれらはもちろん地震で壊れたら困りますので、信頼性の高いSクラスというものに設定をいたします。

それから17ページです。今回の基準で明確にしたもう一つの点は、この原子炉建屋

など重要な設備の直下には断層があってはならないと、具体的には活断層の露頭がない地盤に原子炉などの重要設備を設置するという事です。これは下に漫画がありますように、万が一こういう断層が直下にあって、それが変位をいたしますと、これは地震の揺れというよりも地盤の変形によりまして建屋が損傷を受けるというおそれがありますので、活断層は原子炉建屋の下にあってはならないと、こういうことを今回の基準で新たに明確にいたします。

それから18ページのところは、この活断層の判断に係ります基準を明確化したものです。従来から活断層の判断基準を後期更新世と呼ばれる、これは地質の一種の年代ですけども、それを12から13万年以前に活動がないものということで活断層の定義としておりました。左側の下の絵にありますように12から13万年前の地層があって、ここにずれや変形があるかどうかで判断できる場合にはこれで判断いたしますが、こういう12万年あるいは13万年前の地層がない場合では、さらにもっと古い40万年前までさかのぼりまして、そこで活動性があったかどうかということで活断層の判断をする、こういう考え方を明示いたしまして13万を超えるか超えないかということだけの議論ではなくて、ない場合は40万年前までさかのぼって評価をするというふうに明確化したものです。

次の19ページですけれども、こういう基準となる地震動を想定する場合、断層の調査をするわけですが、断層がありますと、その断層の長さとか傾き、地質構造などを踏まえて基準となる地震の揺れの大きさを評価するわけでありましたが、その際、地盤の構造が必ずしもその地質構造が一定でない場合がございます。その場合は、こういう地質の内部構造をきちっと評価をして、地震の波がどのように伝わってくるかといったことをきちっと評価をするということを新たに義務づけております。これは新潟県の中越沖地震の際に大変大きな揺れが発生いたしました、あれは地震の地盤構造、増幅効果によって大きく揺れが増幅したというようなこともございましたし、それから静岡県駿河湾の地震のときには浜岡の3号、4号はそれほど大きな揺れではあり

ませんでした。5号は大変大きな揺れが生じたということがございました。これもやはりその地質構造がやや特異な形をしていたというのが1つの大きな要因です。したがって、そういう単に断層があって、その長さがどうのこうのだけではなくて、その揺れが伝わってくる地盤構造をしっかりと見て、そういう増幅であるとか、あるいはレンズ効果にある地震波が集中して増幅するようなことはないかどうか、そういったことをきちっと把握して正確に揺れを評価する、こういうことも新たに加えたものです。このように基準、地震と津波に対しては相当の評価を行うものです。

最後20ページです。今要点しか申し上げませんでしたけど、20ページは大変ちょっとごちゃごちゃしてございますが、左側のところ、上からが耐震・地震・津波対策、それから従来の設計基準の強化、そしてシビアアクシデントという重大事項に対するための対策と、こういったものは網羅的に今回の基準で設定をいたします。それで今年の7月にはこの基準を施行するわけですが、左から3つ目にありますように、この3つのカテゴリーの必要な対策は、7月で全て実施してもらおうということにしています。

さらにこの対策の信頼性を向上する、あるいはバックアップの対策として14ページで申し上げました特定安全施設については、今年の7月から5年以内にこの対応を実施してもらおうと、こういう段階的な強化という形で整備をしているものです。まず基本は、その7月の施行で全ての安全機能を満たし、さらなる信頼性向上という観点から次のステップも用意しているということです。

このような形で現在基準案を検討しているところでして、準備が整い、案が固まりましたら、この規制基準という形で法令上の用語でいいますと公布、行使、これは官報に掲載することになりますけども、その後7月の半ばを目標にこの基準を施行するという格好になってまいります。この基準が施行になりますと、全ての原子力発電所は適合する必要が出てまいりますので、多くの発電所は現在定期検査で停止中がございますから、各事業者においてはこの基準に適合しているかどうかといったことの申

請をしていただいて、私ども規制当局が評価し、判断し、そして検査が終わって、もし問題がなければ運転をしても安全性の問題はないというようなことになってまいりますので、そういう流れになりますし、もし基準が適合できなくなれば、また必要な改善をしていただくという格好になってくるものです。そういう形で審査をこれからしてまいりますけども、特にこの基準は、先ほど冒頭に申しましたように設置段階の基本設計に係ります基準と、それから詳細設計に係る基準、工事計画と呼んでいます。それから実はこのシビアアクシデントというのは特に体制面が大変、可搬式設備を用いますので、体制面が大変重要です。これを担保するのが原子炉等規制法の中では保安規定と呼ばれるものでありますが、この3つのものを同時に審査してまいります。すなわち設備面の基本設計から詳細設計に至る具体的な対策とそれを担保するための体制を、これをあわせて審査するというようにしているものです。それで私ども規制庁におきましては、3つのチームをつくりまして、最大3つぐらいのプラントが申請で来た場合には対応できるようにということで今審査体制を準備していると、こういう状況です。いずれにしましても、福島を二度と繰り返さない、そして安全性を常に向上させていくということが大変重要でございますので、今回の規制基準はまず第一弾という形で整備いたしますけども、さきに申し述べましたように安全には終わりはありませんので、新たな知見が出てくれば、その基準については引き続き評価、検討し、さらなる強化も継続して行っていくと、こういう継続、改善の姿勢で今後とも取り組んでいきたいと考えているところです。説明は以上でございます。

○広域連合長（井戸敏三） 山本審議官、ありがとうございました。

新しい基準について概略を伺ったわけではありますが、御質問なり御意見がございましたらお願いします。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 御苦労さまです。

活断層かどうかということについての評価基準を12,3万年から40万年に変えた。安全には安全を期してと、こういうことだと思ふんですけど、私の理解によれば、活断

層があるかどうかというのは、ちょっと間違っているかもしれないですが立地審査基準に書いてあったような気がするんですけど、基本的な考え方は、どうせ原発って言ったって絶対安全ってあり得ないから、リスクをこのぐらいのところにコントロールするんだと、で、リスクの横並びみたいなやつを考えていて、それで大都市の周辺はあかんのですと、幾ら安全でもあかんのですと、何となれば事故はこのぐらいの確立で起こるということを前提にして、いろいろ設計しているんですからということだったんじゃないかと思うんですよね。そうするとやっぱり活断層の認定のやり方みたいなやつは、それは間違いとかなんとか言ってどんどん直せばいいと思うんですけど、活断層かどうかについてのことについての前に12,3万年と決めていたやつも、一定のリスクを横並びですっとそろえるやつの一環だったんじゃないかなあと思うんですよね。もしそれが40万年のほうが正しいんだとすれば、それこそ人が住んでいるところの近くへつくるとなってもっと、というようなことにもなりかねないような、そういうことを何かやっているような気がするなあと思うんですよ。で、違えば違うと言っていただけだいたいと思うんですが、基本的なところっていうのはやっぱりリスクをどうコントロールするかっていうことでできているんで、リスクっていうのはゼロにならないっていう前提でいろいろできていて、ほかのところはみんなそれがよく読めるんですけど、あそこだけ何か知らんけどちょっと違うことをやっているんじゃないかという感じがするんですけど、いかがでしょうか。

○山本審議官　　まず活断層のお尋ねですが、ちょっと先ほどの18ページをお開きいただきますと、まず活断層の定義自体、18ページのところの右上に書いていますように後期更新世という1つの地質学上の分類になるわけですが、その年代が12から13万年程度ということになっていまして、したがってこの12から13万年以降に活動があるものが活断層、それ以前に活動がないものは活断層ではないというのが1つの評価基準でして、この12から13万年が1つの基準になっております。今回は、これ自身は特に変えているものではなくて、左側の図にありますように12から13万年前の地層があ

って、確かにこの12から13万年以降は動いてないということがわかれば、それは活断層ではないという評価をします。ただ実際の現場っていいですか地質を調べたときに、この右の図にありますように12から13万年前の地層がないようなケースがあります。そうしますと当然それが古いものとなりますから、その年代が13から40万年の間のものが、もし地層があればその地層で評価をしますということですから、一律40万年前にさかのぼるわけではありません。原則は12から13万年、その地層がない場合は40万年前までさかのぼるということです。

それで、この基本的な考え方は、この40万年前というのは地質学的には12から13が後期、40万年前が中期というような更新世と呼ばれるものですが、地質学的には日本のこの地形というのが更新世以降形成されて、特に地震のもとになる地盤に架かりますいろんな力の具合というのが、40万年以降はほとんど変わってないというのが何か地質学的には一般的な通説になっているようですので、基本は40万年でいいのかもしれませんが、まずは活断層であるかどうか、原子力発電所の成形上考慮すべき活断層であるかどうかというのは12から13万年でまず切るとというのが考えです。

それから、御指摘のリスクという観点は当然大変大事な視点です。12から13万年、要は10万年前程度、40よりも10の5乗のオーダーになるわけでありまして、それぐらいの頻度のものは必ず防御しなくちゃいけないというのは基本的な考え方であります。

それで今の私ども原子力規制委員会では、安全目標、これはちょっと言葉がいいのかわかりませんが、逆に言えばリスクをどこまで低減するかという目標の設定の議論をしました。それでそのときの最終的な結論は、世界的にも見ますと10のマイナス6乗、つまり100万年に1回程度原子炉が損傷して放射性物質が出てしまうと。ただし、その出てしまう程度は、この前の福島事故を踏まえたと、福島事故ではおおよそ70万から100万テラベクレルの放射性物質が出ましたけれども、それですと大変住民に大きな御負担なり御迷惑なりいまだに帰還できないと、こういうことになってま

いますから、先ほど私冒頭で環境の保全というのを申しましたけれども、その10のマイナス6乗ぐらいの頻度で仮に放射性物質が放出するような事態があったとしても、フィルタ・ベントなどの対策を入れまして、その1万分の1の100テラベクレルに抑えようと、こういう安全目標にしています。したがって、この日本の原子力発電所の安全目標は10のマイナス6乗、要は100万年に1回程度炉心損傷をしたとしても100テラベクレルの放出に抑えたと、これが大きな目標です。この目標に達成できるように、この規制基準の体系を今用意しているところです。で、10のマイナス6乗というのは、諸外国も同じようなレベルにはなっていますが、先ほどから御指摘があります日本は非常に自然環境の厳しい地震、津波が厳しいところがございますので、そういう厳しい自然環境を持つ国においても諸外国と同じようなマイナス6乗のほうを達成するためには、対策を相当強化しないとそれは達成できません。ですからそういう意味では、私どもの田中委員長がよく世界でもトップレベルの基準というふうに申しておりますのは、そういう厳しい環境における日本のような地形の状況においても十分な安全を確保するというので、厳しい安全規制体系といいますか基準を御用意させているというものです。

○副広域連合長（仁坂吉伸） 非常によくわかりました。原理原則的なことについてはよくわかったんですが、新聞なんかで情報を得ているだけなんですけど、そうすると例えば敦賀や大飯とか、いろんところで活断層があるとかないとかいう話は、さっきの新聞等々の情報だと40万年にしたからまたあるかもしれないっていうことになったってというようなことを僕らに理解させるような記事がいっぱいあるような気がするんですけど、それはどうも間違いのようであるというふうに思いましたね。そうすると逆に、何で1回安全審査をしたやつが、12,3万年でやったはずなのに、何でもう一回やって、今度はあかんようになんのかなあと。やり方を間違ったかとか、それはどういうことなんですか。

○山本審議官 最近ちょっと話題になっておりました敦賀の2号機の破砕帯の件で

ございます。もちろんこれは、敦賀の2号機はもう既に三十数年、ちょっと正確にはあれですが30年ぐらい前に設置の許可をして運転をしているものですが、当時と今の違いは、やはりその断層をきちっとどこまで評価ができていたかということです。敦賀の2号は運転開始後大分たっておりますけども、私ども規制庁の前の保安院の時代から敷地の南北に、今現在浦底断層と呼んでおりますけども、そういうのがあるんじゃないかということで調査を命じ、実施をさせて、そして2000年ごろだと思っておりますけども、やはり南北にまず大きな浦底断層があるってことが調査の結果わかってきたということでありまして。これは要は当時の許可をしたときの知見ではわからなかったことが後ほどのいろんな調査を踏まえた新しい知見でもって断層であるってということがわかってきたということです。それから今回の破碎帯の問題は、その南北に走っている大きな断層から枝分かれするような形で破碎帯って呼ばれる、断層かどうか定義できないとまず破碎帯と呼んでおりますけど、そのD-1断層っていうものが敦賀の2号の建屋の直下に走っているものです。これが活動性があるかどうかということで議論になったわけです。これについてきちっと評価をしなければいけませんので、基本的な判断基準は先ほど12から13万年前であるかどうかということが1つの判断基準、これが書いてあります。それで事業者が調査したものをいろいろ私ども現地で調査をしまして、その浦底断層というところが分岐しているところに、要するにK-1断層とかがありまして、これが先ほど言いました12から13万年以前に動いているってところが私どもの評価でわかりました。そのD-1断層との連続性があるかということを見まして、K-1断層の延長方向あるいは傾きから見てD-1断層との連続性が否定できないということで、12から13万年以降活動の可能性がある活断層であることが否定できない。特にこの断層の評価につきましては、断層であることの証明ということよりも断層でないことの証明を実は求めているものです。これは大変厳しいやり方であるかと思っておりますけども、否定できない場合は安全側として活断層だっという評価をしてまいりますので、今回敦賀の2号機の建屋の下のところについては活断層であ

るという評価をまとめて、昨日の定例の委員会で、その報告書を了承してそれに基づいた対応をしていくということが決まったわけでございます。

○委員（嘉田由紀子） 原子力規制委員会が昨年発足してから今まで透明性、中立性、公平性というところで厳格な基準をつくり進めていただいておりますこと、大変期待をさせていただいております。3点、質問プラスコメントをさせていただきたいと思えます。

まず2ページ目の法目的の追加のところに「環境の保全」という項目が入った、これは私どもも大変評価をしているのですが、この中に例えば重要な水源であるとか、そのあたりも意味しているかどうか、つまり環境というのはどの範囲なのかということのを少し確認させていただきたい、これは質問です。

それから2点目は、4月10日に基準（案）を出されて、そして5月10日までパブリックコメントということだったのですが、私どもはその時に滋賀県の場合には敦賀原発から13キロと立地自治体のような近接性がございまして、規制委員会に自治体意見照会があるのかと伺いましたところ、そういう仕組みがないので、一般のパブコメと一緒にしてくださいということでした。これは少し法的なり仕組みに不備があるのではないのでしょうか。京都もそうですし、鳥取もそうですが、一般市民と同じ立場ではなく、大変近い自治体ですから、ここはきちんと意見照会をするということをして今後規制委員会の中で何らかの仕組みをつくっていただきたいと思えます。

それから3点目ですが、今回の敦賀原発の活断層の件については、私は事業者さんがそもそも研究者に個別に抗議文を送るとか、あるいは事業者さんがみずから海外の研究者を集めて、それを第三者委員会と称して敦賀の下は活断層ではないと証明しようという。そもそも事業者は審査される立場の方であるのに大変なことをやっているなど、社会的に不思議な存在ですね。事業者のなりふり構わぬ圧力に、ここは屈することなく規制委員会として法にのっとって、国民の信頼関係を維持していただけたらと思えます。

昨日、滋賀県知事として、敦賀原発の下の破砕帯評価に対するコメントを出させていただきました。ポイントとしては、今回の有識者会合を重く受けとめ、より安全側に立って迅速かつ厳格に必要な対応をとっていただきたい、あわせて電力事業者の経営問題や立地地域経済への影響など想定される社会的な課題に対応していくための（仮称）廃炉法のような法的仕組みを、国は早急に構築することが必要ではないかという意見を出させていただきました。さまざまなことが社会的に、特に事業者などからあると思うのですが、私どもは規制庁の透明性、中立性、公平性というところで頑張っていただきたいとエールを送らせていただきたいと思います。

○山本審議官　いろいろありがとうございます。

まず第1点目の環境の保全ということでございます。これは先ほど私どもの説明の中で申し上げましたように、単に人や財産のみならず、やはり環境を汚染することがないようにということがこの法律の目的として書かれたものだと考えております。それで個別の、確かに琵琶湖というのは重要な水源です。滋賀県のみならず京阪神の皆様様の飲み水になっているものですから、これが汚染されてはいけないというのは全く御指摘のとおりだと思っております。それで具体的な、先ほど安全目標のことをちょっと申し上げましたけれども、できるだけそういう放射性物質の放出のリスクを下げるというのは基本ですが、ただそれでも、それが全くゼロになるわけではありませんので、先ほど安全目標の考え方として10のマイナス6乗、要は100万年に1回ぐらい放出してしまうようなことが起きるかもしれませんけれども、ただそのレベルは福島事故の1万分の1の100テラベクレルと。100テラベクレルっていうのは、これはいろいろ計算をしなくちゃいけませんけれども、大体発電所の敷地境界並びにちょっとそれを越える程度と、そんな大きく福島のような大きな範囲内で汚染が広がるというレベルではないと考えています。もちろんこれはいろんな条件がありますから一律では申し上げることは難しいと思います。御指摘のような重要な水源を汚しちゃいけないというのは基本的にはまさにそのとおりだと思っておりますので、実際にはこれは先

ほどの安全目標はあくまで目標ですから、個別の発電所ごとにそういう環境への影響をどの程度まで評価し、押さえているかっていったら、これはもちろん個別の対策なりその結果を私ども規制委員会、規制庁がしっかり審査するという中で対策が定まってくるわけですので、そういう御指摘を十分踏まえて対応していきたいと思っております。

それから2つ目のパブリックコメントの取り扱いです。自治体さん踏まえの個別の意見照会という仕組みはないことは、これは行政手続法に基づくパブリックコメントでございましたので、そういう発案する側と広く国民の一般、これは自治体さんも含めてあらゆる国民各層の皆様から御意見を聞くという趣旨でのパブリックコメントという形になっています。したがって、個別に御照会させていただくからどうかというのはちょっとよく検討してする必要があるかと思っておりますけども、もちろん必ずしもそういう制度でなくとも、こういうさまざまな機会も含めて御意見を頂戴できれば、私どももよくしんしゃくしていきたいと思っておりますので、制度ができるまでは多少時間がかかるかもしれませんが、本当にできるとかはわかりませんので、むしろ重要なことは各自治体の皆様の間でのコミュニケーションをしっかりとやっていくということだと思っておりますので、まず実質的な面からの対応も進めさせていただきたいと思っております。

それから敦賀の日本原電の対応です。私どもの評価委員会の個別の先生方に抗議文が提出されたということがありまして、これは私どもとしても一昨日の記者会見の場で、規制庁としてもやはりこういうことの対応を事業者が行うことは問題であるということをお申し立てしております、仮に今後個別でそんなようなことがあったら、それは受け取らない、拒否をするというようなことで毅然とした対応をしていきたいと思っております。もちろん事業者がいろんな調査をするのは御自由ですけども、あくまで規制側の判断は、昨日行いましたようにきちっと評価会合を科学的な根拠を踏まえた上で評価を取りまとめて、それに基づいて粛々と対応すると、毅然とした対応をしてい

くということで事業者からの影響に及ぼされることがないように、しっかりとして対応していきたいと考えています。

それから個別のコメントをいただいた点についてはまた考えてまいります。特に立地地域自治体への廃炉の仕組みというのは、恐らくこれを事業を所管しております資源エネルギー庁初め経産省のほうだと思いますけども、そちらのほうが対応すべき問題かもしれませんので、いただいたコメントは関係の省庁にもちょっと御連絡して検討をお願いしたいと考えています。

○委員（山田啓二） 私ども京都府で高浜から一番近いところはともう5キロ圏内にありますので、今嘉田知事がおっしゃったように、影響を受ける地方公共団体の意見は、できる限り規制基準も含めてしっかりと聴取していただきたい。その中でちょっと1点だけお尋ねしたいのですが、この規制基準について、この前、関西電力からも大飯原発について適合しているというような形で今出しているというお話がありました。その中で、福島の場合と比べてみて、私どもは専門家ではありませんから科学的な詳しいことはわかりませんが余りにも違っている点があるので、その点だけ考え方を教えていただきたいと思います。

福島の原子力発電所のようなことを起こさないというのは、一番大切だと思うのですが、同時に福島原子力発電所が事故をこうやって抑え込んでいったという重要な要素というのは、やはりこれも大切だと思っているのです。その中で緊急時対策室の話ですが、ここはこの前聞いていて随分考え方が違うと思っておりまして、福島の場合には免震重要棟は全部で3,700平米、ここに緊急時対策所だけで550平米あり、周りには仮眠所とかもあって、総合的にここに400名ぐらいの東電の方が入って事故を抑えることができた。それに対してこの前の関西電力のお話ですと、3、4号機の緊急時対策所は約100平米、1号機の地下は280平米、これで大丈夫だというお話になっているのですが、余りにも数字と申しますか、実際に開きがある。福島の場合には、免震重要棟には通信施設から非常時の発電設備から、仮眠所、除染所、これが全部入っ

ていてそれが機能することによって緊急対策の回避所として機能していたようですが、この考え方としては、私はやはり福島の場合を見て実際のシビアアクシデントに対応するという事を考えていくべきだと思っているのですが、この点はいかがでしょう。

○山本審議官　　まず大飯の原子力発電所は御案内のとおり、今現在稼働中です。それで7月に新しい規制基準が当然今度は適用になってまいりますので、そのために現状調査と称しまして新しい基準、まだもちろん制定はされておられませんけれども、その適合性の確認のための評価っていいですかヒアリングを今現在事業者さんでやっております。このプロセスももちろんオープンな場でやっておりますので、その会議の内容はそれを見ていただけたらと思います。

それで今御指摘にあった免震重要棟です。この免震重要棟の大きな役割は、1つは緊急事態があった場合の全体で活動の指揮命令系、あるいはそれらを決断する各班が集合して所長以下のところで集合して、もちろんこれは外部の本店などとの連絡をとりながらでありますけれども、そういう指揮命令を状況を把握して判断し活動を行うという拠点であるということと、それからもう一つ御指摘にありました、やはりそういう活動される方には、やっぱり数百人規模になりますから、そういう数百人の人たちがきちっと寝泊まり、活動が継続できるように兵たんといいますかロジスティックというのかわかりませんが、そういうバックアップの機能ですね、そういったものがあわせて必要であるというのは御指摘のとおりだと思っております。それで、福島の場合は免震重要棟という1つの大きな建物で全て、1階、2階とありますけれども1つの建物で全部それを担うような機能という形でやっておりました。大飯の場合は、御指摘のように非常に狭い、会議室のような延長ですから、そういうバックアップの機能まではなかなか、どこまでできるのかっていうのはまだちょっとよくわかっておりません。それで、私どもが先ほど申しましたように、大飯については今その現状確認のための調査をやっていましたので、免震重要棟がまだ完成していませんから、今御指摘のような、会議室などの活用によってそういう機能が十分果たせるのかどうかといっ

たことを、これから実は確認をしてまいります。まだその議論まではちょっと至っておりませんが、免震重要棟の役割あるいはその機能について、今大飯についてはどうなのかといったことはしっかり議論してまいります。その上で十分かどうかということの判断をしてまいりたいと思っております。これは先ほど言いましたようにオープンな形でやってまいりますので、その上での判断っていうことにされているかと思っております。

○委員（山田啓二） 実際、原子力防災の計画上はそのときの要員が92名なわけです。しかし福島的第一原発では400名が常時頑張っていた。それによってはじめて抑え込むことができたようです。そうした点では、実際にこの原発事故の教訓を踏まえた形のシビアアクシデント対策が講じられるように審査されるよう望みます。

○委員（松井一郎） 原発の絶対安全神話が崩れた中、規制庁で今回現在での最高安全基準というものが今できつつある中で、今の免震棟の話もそうなんですけど、フィルターつきベン+トの話もちょっと時間的な猶予があるというのは、基準というのはその時点でマルかバツか安全基準なのかどうかってというのが国民の皆さんはそれができていて最高安全基準と。だからできるまでは最高安全基準に見合っていないという判断になると思うんですけど、これは時間的な猶予は与えるんですか。与えるのであれば、与える間は最高基準じゃないという判断になるんでしょうか。

○山本審議官 今の御指摘は20ページをお開きいただいたらと思います。左から3つ目の真ん中のあたり、地震とか津波とか、それから従来の設計基準、それから今回シビアアクシデント対策、これらの全ての項目が7月に全部施行するってことは申し上げました。今の御指摘は、さらにその5年後にバックアップ対策として特定安全施設たるもの、これは先ほどの14ページに書いております施設ですが、これは5年後に用意をなさいと、こういうような2段階の形になっている。この点で2段階になっているってことは、その2段階までが終わらないと最高水準じゃないのではないかと、こういう御指摘じゃないかと思っております。

それで私どもの考え方は、まずこの真ん中にあります全ての項目に網羅された対策ですね、まずこれは施行段階で必ず必要なものとして用意はしてございますけども、まずはこれで必要な安全は確保されるというふうに考えてございます。その上でその信頼性をさらに上げていくバックアップ対策として次のものを5年後も用意をしているということでもあります。ですから5年後のものがないとだめだということではなくて、まず真ん中の7月のところで全ての項目に対する対策が用意されるというふうに考えるものです。今この考え方は、基本的には安全には、何度も申しますが終わりはなくて常に改善をしていかないといけないということです。ですから、まずその必要となる今回の福島事故を踏まえた対策は全て7月にまず実施をしてもらうと。その上でさらなる信頼性をやっていく当面の対策として5年後にはまずこれをやってくださいということを用意しております。もしかしたら新しい知見が出てきますと、また次の強化ということで順番に上げていくということを考えております。したがって私どもの基準は、今回これで制定したらこれで終わりでは決してありませんで、新しい知見が出てくれば、また新たに基準を強化なり整備をしていくという取り組みをやっておりますので、終わりなき取り組みと御理解いただければと思います。

○委員（松井一郎）　　ちょっとわからないのは、現在の知見の中での最高水準の安全っていうのは、今わかっている中でも5年後までの、このページで行くと右端までのことは、現在の最高水準ですよっていう考えなんですか、規制庁は。でも今の時点ではこの真ん中の枠組みまでしかできないので、絶対安全とまではいかないけれどもここまでなら大丈夫という判断なんですか、これで考えると。それはだから絶対安全じゃないということは、規制庁から完璧は5年後ということをはっきり言ってもらわないと国民の皆さんは勘違いするんじゃないでしょうか。

○山本審議官　　絶対安全は、これは大変申しわけないですが常に永遠の課題ということで、それを達成するためにも取り組んでいくということで、絶対安全はこの段階でできるというふうには私は決して申しません。この基準は今までの知見を踏まえ

て取り入れるものは全て用意はいたしました。これで絶対安全、つまりリスクがゼロになるとは決して申しません。先ほど言いましたように10のマイナス6乗程度のレベルには抑え込むことはできているかもしれませんが、ゼロにはならないというのが基本的な考え方です。

ですから、まず必要な対策は全部やってもらってというのは基本です。それでこの2段階にやっていくというのは、特に後者の特定安全施設は、先ほど言った航空機テロというものを考えているものでございます。この頻度をどう考えるかといったら非常に難しい問題、飛行機テロって別にこんな頻度はありません。あした起きるかもしれませんし、どっちかといったら政治的な問題とかいろいろな社会的な環境でテロってというのは起きるものでありますから、そういったものを踏まえながらということだというふうに考えております。

それで右側にありますのは福島事故、自然災害、外部火災、そういう日本の地形上、自然環境上の脅威になるものに対しては全て対応策として用意をし、それをきっちり守ってもらいと、こういう考え方です。

○委員（松井一郎）　　そういうシビアアクシデントのときの、先ほどから何度も話が出ていましたけどもフィルターつきベントの装置ってというのはどうなんですか。これも5年後でオーケーなんですか。

○山本審議官　　フィルタ・ベントはまず2つありまして、いわゆる沸騰水型の原子炉につきましては格納容器の容積が小さいので、この格納容器から熱を逃がすためにはこのベントが必ず必要になりますから、沸騰水型、BWRと呼んでおりますが、これについてはもう7月から即時適用、つまりこれがないと稼働できません。それに対して格納容器が比較的大きいPWR、加圧型のものです。これについてはフィルタ・ベントがなくとも格納容器で全体の熱量っていうか容積が大きいものですので、先ほどよりのいろいろな対策を講じることによってベントがなくとも冷却なり加圧の対策が可能であります。それで問題なのは、この特定安全施設はそういう格納容器

とかいろいろな装置が航空機が墜落することによって失われてしまうことが想定されますので、そういう航空機テロ対策として、この特定安全施設を主として用意を考えています。これはBWRとPWRは共通ですから、PWRは即時にフィルタ・ベントは要りませんが特定安全施設、つまり航空機のテロ対策の格納容器の防護対策としては用意をしてくださいということで考えているものであります。したがってBWRになりますと、逆に言いますと2つつけることになります。即時に必要なものと特定安全施設として少し距離を置いて用意するものと、このフィルタ・ベントが2つ、BWRには必要になってまいります。

○委員（飯泉嘉門） 2点お聞きしたいんですが、大飯に対して我々関西広域連合として意見表明をするそのときの当時の細野大臣から、我々も求めた2点ですが、1つは世界最高峰の基準をつくるんだということのお話がありまして、今その具体的な中身についてお話がありました。そこでシビアアクシデント対策ということでヨーロッパ、アメリカそれぞれの方式をあわせる、どちらかだけというのではなくて日本方式だと、これはひとつあると思います。それからもう1点として活断層の判断の仕方として、あくまでも活断層がないということを立証しなければあると認めると、こうした点もあると思いますが、この2点以外もし何か規制庁の皆さんとしてこれがそうなんだと、もちろん進化するといった点はこれにあると思うんですが、これが1点です。

それからもう1点は、そのときに細野大臣がバックフィットしますと。我々もぜひそれは求めたところではあるわけなんです、嘉田委員から、規制庁に対して事業者のほうに逆に意見を出してきたという、それに対して規制庁のほうでも、これからはそうしたものはもう受け取らないんだと、立場がおかしいではないかというお話があったわけなんです、一般的にこれはもう法律で定めることになりますので、日本の法律上はやはり不利益の遡及適用は原則はないというところがあるわけですし、我々としてももし仮にこれが訴訟に持ち込まれた場合に、今回この規制庁が定められたもの

についてはきっちりと守ることができるのかどうか、このあたりについての考え方を
お聞きしたいと思います。以上2点です。

○山本審議官　まず1点目のところですが、もしもう1個大きな追加といえ
ば、やっぱり津波対策があると思っております。従来は地震の随件事象として津波対
策をやや励行をするような形でしか評価はしておりませんでしたけれども、揺れが最
大となる地震と津波が最大となる地震は異なります。したがって基準津波っていうの
は非常に大事な概念でして、その地域を襲うであろう最大の津波、これは遠方も含め
て用意をして、そのための対策、これも単に防潮堤をつくるだけでなく建屋のほうの
防護をいたし、こういう多重防護の考え方をとっておりますけれども、そういう基準津
波っていう概念を入れて対策を講じているのももう一つ大きな特徴だと考えておりま
す。

それから活断層のところでは、これは御指摘のとおりです。

それからバックフィットの点です。御指摘のとおり、この不利益処分を過去にさか
のぼってやるっていうのは、これは特に刑法なんかは憲法で禁じられておりますので
本来は適用にならないものなんですけれども、今回この原子力の安全っていうことを考
えて、原子炉等規制法の中に、要は法律の中にバックフィットをやるっていうことを
あえて書いております。すなわち法律でそれを担保する。逆に言うと、そういう一般
的なものは本来禁止されているものをあえてやることでありますから、国会の御審議
を踏まえて法律上それが可能とする条文が設けられているということです。

それで訴訟になったらどうかということですが、もちろん我々はこういう法
律に基づいて実施をいたしますので、その是非が場合によってはもちろん訴訟でと
られることになるかもしれない、憲法の問題もあるかもしれませんが、しかし原子
力の安全ということを考えたときに、こういう地震、津波のいろいろなこれまでの福
島の経験を踏まえますと、やはり最新の知見で安全性を常に最高のものに高めていく
という取り組みは大変重要ですので、最後はどうなるかわかりませんが、私どもと

してはそういう姿勢で臨んでいきたいというふうに考えているものです。

○広域連合長（井戸敏三）　最後に私からの質問です。非常にプリミティブな質問で恐縮なのですが、福島原発事故に対応するいろんな事象を多層的に対策を講じようとされているのは当然だと思うんですが、福島原発の事故の一番の原因は規制庁は何だというふうにごらんになっているんでしょう。

○山本審議官　事故の要因は、先ほどの資料の3ページにありましたように、地震により外部電源が、要すれば地震、津波によって全ての電源を失う、この電源を失うっていうことは2つ意味がありまして、原子力のコントロールができなくなってしまうこと、それからもう一つは原子炉を冷却する機能がなくなってしまったこと、この2つの機能が失われたことによって炉心損傷に至ったというふうに考えています。

それでお問い合わせは多分国会事故調などで、例えば地震によって重要な安全設備が壊れたんじゃないかという、いろいろ御指摘もあります。国会事故調、政府事故調でも若干見解がそれぞれ異なるところが残っています。それで、そういうことを踏まえまして、私ども規制委員会、規制庁としましては、そういう残された課題が幾つかございます。それで、この福島第一の事故の事故分析という観点から、個別にそれをまた調査を私どもとして実施して、その見解が異なるところ、あるいはまだ不明とされているようなところ、これが実際どうであったかと、これをしっかり調べていきたいと思っています。例えば復水器が壊れたんじゃないかということに対して、やはりこれは現場に入るのはなかなか難しいんですけども、現場調査など、あるいはほかの調査などを踏まえまして、御指摘があった点が実際技術的にどうだったのかと、これを明らかにしていきたいと思っております。もちろん中に入って、あるいは解体しながらとなると、少し時間のかかるケースも当然ございますので、場合によっては数年単位ってことになるかもしれませんが、これは規制庁の大きな宿題として対応していきたいというふうに考えています。

○広域連合長（井戸敏三）　電源喪失が原因だとおっしゃっておられると理解して

いいのでしょうか。

○山本審議官　　そうです。

○広域連合長（井戸敏三）　　それでは山本審議官から大変詳しいお話を伺いました。残された宿題や課題もありますけれども、大変規制庁の考え方やスタンスがよく説明をしていただいたと思います。本当に今回いい機会をつくっていただきましてありがとうございました。

原子力対策についての申し入れを早速ですが、連合として幾つか整理してありますので、どうぞよろしくお願ひします。

○山本審議官　　持ち帰りまして。

○広域連合長（井戸敏三）　　はい。宿題を持って帰っていただくようで恐縮ですが、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして道州制についてざっくばらんな議論をさせていただこうということで、道州制のあり方研究会の先生方においでいただきました。

私からまず御紹介をさせていただきたいと思います。

同志社大学大学院教授の新川座長です。

○同志社大学大学院教授（新川達郎）　　新川でございます。よろしくお願ひします。

○広域連合長（井戸敏三）　　関西学院大学教授の山下副座長です。

○関西学院大学教授（山下　淳）　　山下です。よろしくお願ひいたします。

○広域連合長（井戸敏三）　　滋賀大学の理事・副学長の北村委員です。

○滋賀大学理事・副学長（北村裕明）　　北村でございます。よろしくお願ひします。

○広域連合長（井戸敏三）　　大阪学院大学教授の村上委員でございます。

○大阪学院大学教授（村上　睦）　　よろしくお願ひします。

○広域連合長（井戸敏三）　　4先生には大変お忙しい中わざわざ当委員会までお出ましいいただきましてありがとうございます。

早速ですが、御議論に入らせていただきたいと思います。

最初に新川先生から一言検討状況の御報告賜りましたら幸いです。

○同志社大学大学院教授（新川達郎）　それでは、僭越ですけれども私のほうからこの道州制のあり方研究会、これまでどういう議論をしてきたのかということについて少しお話をさせていただきたいと思います。

研究会のミッションにつきましてはもう既に御承知かと思いますが、関西広域連合として、今取り沙汰されております道州制について必要な情報を整理し今後の議論の参考に供する、こういう基本的な目的のもとに大きく二つの課題をいただいています。一つはやはり道州制の中身、これを具体的な権限とか事務、そういうところから検討して、そのあるべき姿というのを明らかにしていこうということ。もう一つは、道州制基本法案というのが今取り沙汰をされています。この法案について、やはり道州制の制度論ということで議論をしておかないと関西広域連合としての議論も少しタイミングを失うのではないかとということで、この道州制制度論についても検討をしておくという、この二つのミッションがございます。

これまで研究会は3回重ねてまいりました。一つが関西広域の具体的な仕事の観点から議論してきたところがございます。その中では淀川流域の管理という広域的な観点での検討、それから広域的なインフラの整備あるいは交通体系の整備という観点からどうだろうか、また森林という県境を越えて管理をしたほうがよさそうなものについての検討もあわせてさせていただきました。加えて、関西広域の議論の中で、あわせて重要と思われまます経済の問題、基幹産業の問題からあるいは中小零細企業問題まで含めて、こうした経済振興策というのを広域的にやっていく値打ちはないだろうかというようなことを議論してまいりました。

その中で広域的な計画やその調整の必要性、また事業実施体制をどう確立していけばいいのか、またそれぞれの地方公共団体の事業調整の必要性等々についてもあわせて議論をしてきたところです。

もう一つ大きな議論でございました道州制の基本法案に関連しましては、まずはこ

の法案そのもののいろんな問題点を議論させていただきました。残念ながら今回の法案の中には、一つは何のための道州制なのかということがクリアでない、二つ目に、そこで考えられている道州とはどういう姿なのか、どんな政府なのかというのもよくわからない、三つ目にそれができたときに国あるいは基礎自治体とされております市町村ですが、これがどういう役割を果たすのかというのもどうも曖昧である、4点目として、全てを国民会議に丸投げをしている法案なのでこのあたりは問題点として議論しないといけないということで議論を重ねてまいりました。

それを踏まえて中央大学の佐々木先生、それから徳島大学大学院の石田先生から、この道州制の論点についてそれぞれ違った観点からお話をいただきました。中央大学の佐々木先生からは、大都市を一つ焦点に据えて、言ってみればこれからの日本の成長の機関車としての大都市地域というのを特別に道州として大都市州のような仕組みですが、東京、大阪を特別な地域として切り分けた上での道州制、これを通じて日本の財政問題を含め国家的な課題を解決していく、そんな視点が示されました。もう一方では、徳島大学大学院の石田先生からは小さな市町村が持っている値打ち、それぞれの地域が頑張っって多様な地域づくりを進めておられる様子、そこからこうした多様性を守っていくことができるような、そういう地方制度が必要なのではないか、言ってみればこうした小さな地域というのを潰してしまうような悪しき道州制は困る、よい道州制をとこういう話をいただいたところでありました。

これまでの研究会での議論の中で、今申し上げましたような道州制に関わるいろんな論点から、幾つかの検討すべき事項というのが明らかになってまいりました。一つは、やはり道州制の導入あるいは中央政府の大改革の大義といたしますか、大きな意義のようなものをもう一度明らかにしていく必要があるのではないかということであり、二つ目の重要な論点は、その際に道州を仮に設置をするとして、その設置目的というのを改めて再定義をし、明確にしていく必要があるのではないか。三つ目の論点としては、やはりその際の道州の政府あるいは統治機構のあり方、そのガバナンス、

そこでの住民参加や住民自治のあり方、こうしたことを議論していくべきではないか。四つ目としては、道州の仕事とかその実施方法について何もかも道州がやるような集権集中型の道州っていうのはあり得ないだろう、じゃ、どういう分権や分散というのがあるのか、あるいは柔軟な仕事の仕方というのがあり得るのか検討しておく必要があるだろう。5点目としては、その際にも国それから道州とか何がしかの広域行政、そして基礎自治体、市町村、あるいはもう少し身近な地域の自治、そういうものの役割というのをもう一度確認をしていく必要があるだろう。また官民の役割分担も含めて検討していく必要があるだろうということでした。6点目として意外に重要ということで議論がありましたのは、やはりこの道州の議論に地方の側の意見がどう反映をされていくのかという、ここのところは今のところ道筋が見えませんが、この地方意見の反映の方法というのを考えておくべきではないかということでした。

以上のような検討を通じて、今のところですが道州制のあり方研究会での一定の共通認識としましては、一つは制度改革は一定程度は必要であろうということですが、同時にそこでは第一の原則として自治型・地方分権型の改革でないといけないだろうと考えています。住民の視点あるいは地域の事業者の視点から持続可能な発展を目指すような、そういう自治型・分権型の制度改革というのが求められるべきだろうということでした。

二つ目のポイントは関西で議論をしておりますので、この関西から発信をすること、そして関西の条件、こういうものにあつた制度設計ができなければ、この議論をしても無駄だろうということで、ある意味では一国多制度につながって地方制度調査会は嫌がるかもしれませんが、とにかくこうした新しいタイプの自治の仕組みというのを提案し、実現をしていく、こういうことが議論としては必要であろうということでした。

それから3点目として、共通認識として私どもは行革ありきということではないだろう、要するに節約のための道州制ではなくて、むしろ地方分権や自治を充実させて

いく中で、逆行革というのも同時に達成ができる、分権は行革に結びつく、こういう視点が大事ですよということ議論をしましてまいりました。

その点とあわせて4点目として、やはり地方税財政制度の抜本改革というのは、これは必要だろうということで共通認識として出てきております。具体的な財政調整制度を含めての議論というのは今後の課題かと思っております。

総じて、今後の検討課題として大きく二つほど、まだ十分に議論できてないところがございます。一つは、やはり関西からの制度改革提案としてどういうふうな中身にしていくのか、これについては今後研究会としても議論を進めてまいりたいと思えますし、今日のこの機会も、そのためのさまざまな御意見をいただくよい機会かと思っております。

課題の二つ目は、関西というのが、この改革を通じて単に住民や事業者のためだけではなくて日本や世界に対していかに貢献ができるかという、こういう発想でないとこの関西の提案というのが、言ってみれば勝手なエゴでしょうということになってまいります。そうならないように、この制度構想の意義というのを積極的に打ち出していくことが今後の検討課題かなと思っているところであります。

最後のほうに若干余計な論点も入ったかと思いますが、総じてこういう議論をこの3回重ねてまいりました。何とか6月、7月あたりには中間報告をということで、今取りまとめに向かっているところです。

○広域連合長（井戸敏三） 新川座長から議論の経過を、非常に簡明に御説明賜りましてありがとうございます。

順序が前後しましたが、お手元に2-1の資料があると思います。私、5月の10日に4月に取りまとめました道州制基本法案に対する関西広域連合委員会としての意見を自民党の道州制推進本部、公明党の政務調査会、それから自民党の政務調査会の塩崎代理のほうにお目にかかってお話をしましてまいりましたので、若干の御報告をいたします。新川先生の問題、御指摘と重複しているところがありますがお許してください。

主なやり取りであります。そもそも何のために道州制をするのか、本来の目的を見失っているのではないかということを書きましたところ、この今村本部長から出てきたのは、地域経営能力を持った地域主体をきちっとつくり上げていくためには県は小さいと、道州でなくちゃいけないんだと、こうおっしゃっておられまして、もう反論するのをやめました。時間がかかりますので。こういう認識で道州制をやられちゃ困るなあというのが第一義です。

それから、公表されている法案は都道府県だけは潰すってということがはっきりしているんだけど、それ以外は全部国民会議に委ねられているということを書いたら、道州制をつくるんだから都道府県がなくなってもらわないと困るんだということが一つと、国民会議でたたき台をつくってもらって、それから本格論議なんだと、こういうお話でした。

それから3番目は、基礎的自治体とあえて言われて、市町村と言わない形になっていきますので、これはさらなる合併等を考えられている、しかしそうすると、例えば兵庫5区のように但馬、丹波、三田市まで入れた地域、兵庫県の4分の1、2,200平方キロメートルの大自治体をつくらない限り人口30万人にはならないんですね。そういう場合はどうしようと考えているんですかと言いましたところ、強制合併をする気はない、だからほかの措置を考えるんだ、こういう話です。

それから出先機関も官僚の抵抗でなかなかうまくいかなかったのに、国の機関を抜本的に壊すような話をやろうとしているわけだから、国の事務をどうするのかから議論を始めないと生産的な議論になりませんよと、道州に国の事務の何を渡していくかじゃなくて、国は逆に何をするのかというところに限定した上で、その残りは全部道州にやるんだよというぐらいの話でないと、この話うまくいきませんよと言いましたら、これも自民党の3次中間報告で国の事務、道州の事務、基礎的自治体の事務って1枚紙があるんです。それに例えば国土形成計画なんていうのは国の事務に書いてあって、それで道州の事務にも書いてあって、そうするとこれは絶対に国の事務にな

ってしまいますよ、道州には何をやらせるかっていったら、まさしく下請事務しか出てきませんよ、こういう整理では全然整理になってないんですっていうことを強く指摘をさせていただきました。

それから官僚がしぶといからなかなか難しいですよと言ったら、よくわかっているから国民会議でそういう議論もするんだと。これ全然わかってないんじゃないかと思えます。

それから関西広域連合を活用すべきですよと、あるいは十分検証すべきですよっていうことを申し上げたら、関西広域連合の実績から見て先行的な取り組みの場と想定するのはまだまだ難しいんじゃないんでしょうかねと言われましたので、それは我々のPR不足もありますから、よく御説明に今後とも上がることにしますと、こんなやりとりをさせていただきました。

公明党政調会長及び塩崎会長代理は基本的には聞き置くということをございました。以上、御報告させていただきます。

以上の二つの御報告を踏まえまして、各委員からの御質疑なり意見交換をさせていただきます。

○委員（平井伸治） 新川先生初め皆様に本当にすばらしい検討をしていただいて、大体この場でも議論していることと、問題認識の方向性は一致しているんじゃないかなあと思いました。参考までに、今日も午前中、山田知事会会長とともに日本維新の会に知事会としての申し入れをしてまいりました。また、その前には自民党の塩崎政調会長代理を初め各党に申し入れをしてきたわけであります。皆さん関心があるのは道州制のことでした。私どもは4月の全国知事会でお互いに議論したことに基づいて、それぞれの党とやり合っただけです。ポイントは、今巷間出回っているような道州制の法案には不足があると。根本的な国家観として問題があると。特に国のほうは整理合理化としか書いてなくて、都道府県を廃止すると書いてある。それじゃ市町村には都道府県の事務を移すとなっておりますけれども、市町村の力量として、例えば

1,000人の町とか村とか、そうしたところで本当に警察あるいは商工行政だとか、そういう多くの事務を受けることができるのかというところの検証がないままに、市町村の区域については現行どおりを基本とするみたいなことも若干言及しているんです。正直基本論がなくなってないんじゃないかと、その辺をしっかりとわきまえた議論を参議院選挙でも戦う時にやってもらいたいと、こういうように強く申し入れをさせていただいたところでもあります。ぜひ、そうした基本論を大切にして、広域連合としても調査研究をしていただきたいと思います。

○委員（嘉田由紀子） 大変御熱心な研究会の報告ありがとうございます。また、それぞれお忙しいところ緻密な議論を積み重ねていただきました。先ほどの全体の問題意識、何のためにどんな大義で道州制が必要で、また結果としてどういう日本になるのかというイメージがないというようなどころでの問題意識を持っていただいていること、私も共感をするところでございます。

そういう中で、少し滋賀県としての取り組みを御紹介させていただきますけれども、この広域行政あるいは道州制というのは、それこそ昭和の初期ぐらいから出ては消えては消えておりました、そういう中で、平成15年に「分権時代のあり方研究」という報告書を出させていただきました。その後、道州制の議論は、一旦消えてしまっていたので、県としては独自にやってこなかったんですけど、今回いよいよこの参議院なり、あるいは去年の衆議院でもそうですけれども道州制と一言入っていました。道州制については、ポイントが二つあると思っております。

一つは府県民、あるいは市民が何となく改革イメージ、変えなきゃいけない、閉塞感を打破するための道州制までは言うのですが、じゃあそれってどういうものだろうということがほとんど情報も出てないし、理解もされてないので、県民の理解を深めるために今県の持っている情報をもとに資料集をつくろうということで、県の職員が中心になってこの2月からまとめて、いよいよ完成に近づいております。これをもとにしながら、この後、県民の皆さんにアンケートなり、あるいは団体の意見、ある

いは市町の意見を聞かせていただき、滋賀県としては7月の全国知事会に向けて一定の意見をまとめたいと思っております。そのときにも皆さんの中間報告がまとまると思うんですが、大いに参考にさせていただけたらと思っております。途中経過の報告です。

○委員（門川大作） 新川先生初め皆さんありがとうございます。

京都市は多くの政令指定都市と一緒に特別自治市と道州制を目指しているわけですが、より市民の皆さん、国民の皆さんにわかりやすく説明し議論を起す必要があると、そしてメリット、デメリットを明確にし、デメリットがあればそれはどうかカバーしていくのかということもしっかりと議論を深めなければならないと考えています。指定都市市長会と京都市で6月30日にシンポジウムを開催しまして、新川先生に基調講演をいただき、できるだけわかりやすい議論を深める、そんな場にしていきたいと思っておりますので、またその結果等について御報告させていただきたいと思っております。新川先生初め皆さんよろしく申し上げます。

○副委員（田村恒一） 先般の申し入れをしていただいた項目の中で言いますと、3番の「自立した道州と基礎自治体」の5番の「住民自治のあり方」に関係する話で、堺市の取り組みを若干御紹介させていただきます。

住民自治、非常に大事でありますし、基礎自治体ということは大事であります。基礎自治体というのは先ほど連合長がおっしゃった意味でのその強制合併云々という意味で言っているのではないんですが、基礎自治体の役割、非常に大事だと思っております。

堺市は人口80数万人で、区が7つあるわけですから、単純に言いますと、区というのは12,3万人という平均するとそういうオーダーになりますが、そこでですね、区長を市長調整監という役職につけて地元によく入ってもらっています。その上で、予算編成に当たっては、区局連携予算、区と局とを連携する区局連携予算という制度を今取り入れ始めまして、いわゆる局というのは本庁に相当いたしますが、本庁でよくわ

からない点も区のほうがきめ細かくいろいろ詰め、それを本庁である局にきちんと伝え、そういったやり取りをするそういう予算の組み方を今実験的にやり始めておりました、多少成果が上がりつつあるのではないかなと思っております。御紹介でした。

○委員（松井一郎） この道州制の目的、意義っていうのは、今まで分権改革という議論の中で、どの政党も大きな意味でというか、地方分権ということでやっぱり地域主権という中で中央集権のままでは日本の人口構造体系とかそういうのも変わってきてですね、しっかりと地方が自立していく、そこには責任も伴う、そして自己決定できる、こういうのが必要だということの目的、意義があると思うのです。だから、こういう大きな目的、意義の中で、最終的にはこれはそういう統治機構に変えていくかどうかっていうのは、国民の皆さんが判断をする。そして、国民の皆さんは判断をされたと僕はそういう認識に立っているのです。これは選挙というもので国民の皆さんが判断をされた。

そして、新川先生初め皆さんにお願いしたいのは、その判断の中で、先ほどもありましたけど、警察の業務、治安業務はですね、これは市町村に渡していこうなんていうのは誰も言ってないわけで、これは今警察でも管区というのがありますので、そういう中でやりとりはできております。その管区の中にまた都道府県警察があると。だから、これは管区で全部できるのならその管区の範囲の話になるんです。それと、今度基礎自治体での自己完結、自己責任、自己決定を求めるならば、先ほど田村副委員の話もありましたが、幾ら区長をそういう地域に張りつかせて、地域の声を引き上げても、その区長の人事権は市長にありますから、人事権を基礎自治体の皆さんに持ってもらうということなんです。これが一番重要。でないと基礎自治体の皆さんは自己決定、自己責任にはなりません。そういうことを捉まえて、今大阪では、もう府と市をなくそうじゃないかと。新しい統治機構の、その道州制までいきますと非常に今いろいろ意見が沸騰しているわけのでできないので、法定協議会もつくって、実際にまず

スタートの統治機構を変える。今まで全く変わらなかった中央集権からですね、大阪の小さい範囲ですけども、その範囲でもその統治機構を1回変えてみる、変えることによって基礎自治体の姿も変わって、自己責任も出てきますし、自己決定ができるシステムをつくると、その発展型は僕は道州制だと、こう思っていますので、ぜひ先生の中で、国民のその判断としては統治機構改革にはスタートを切ろうじゃないかという話になっていますので、その中身をぜひ御議論をいただきたいと思っております。

○委員（矢田立郎） 前自民党政権のときに丹羽先生が分権改革推進委員会の委員長をされて、4回にわたる勧告を出されていますが、これが一向に日の目を見なかったというのが一つ、私は国の形を考えていこうとしてあれがあったはずなんですけども、全くこれが今話題にも上らんという状態の中で、先ほど新川先生がおっしゃいましたこの道州の仕事というのはやはり集権、集中はないんだというお話がございましたね。それと同時に自治型、分権型の制度改革にどうつなげていくのかというお話がありましたけれども、そういったときに、やはりベースになるものは分権というものを一体この中でどう位置づけていくのかいうことをきちっと位置づけないと、何か国、あるいは都道府県、あるいは市町村という形がベースになって議論をしてもですね、物事の行き着く先がそう見えないというんでは困ると思うんです。だから、そここのところをどう位置づけてやっていくのかいうところは、非常に大事ではないかと思っていますので、ちょっとまた御意見をお聞かせいただけたらありがたいと思います。

○副広域連合長（仁坂吉伸） どうもいろいろ勉強していただきましてありがとうございます。私いつも同じことを言っているんで、先生方に直接申し上げておこうと思っただけなんですけれども四つございます。

一つは、先ほど自民党の方に井戸連合長が代弁してくださったので、大変感謝をしておりますが、私は分権はですね、先に国が決めないとできないと思っています。つまり、国が説明責任を果たしながら、これは国として統一を図るべきものだ、だから地方に渡せないと先に自分で決めろと。それが国の形を規定するものであって、まさ

に国のあり方なんだと。それ以外はですね、別に国が持ってなくてもいいんだから地方に移せばいいと。それは全部移せと、100%、つべこべ言わないで移せということ、これが第1点なんです。

第2点は、これの裏返しなんです、そうすると移し過ぎるとまずいというところがありますよね。例えば、よく流行の言葉で、外交と国防以外はみんな移せと。できるだけ移せと、こう言うんですが、私はこれに断固反対なんです。あえてむちゃくちゃ言っているんですが、考え方として軽薄であると思うんです。というのは、先ほどの裏返しで考えれば、内政にも国の形として、これは統一でやらないと国が滅んでしまうというようなものはあると思うんです。あるんならば、それを地方の上書き権でどうでもいいからやってくださいというわけにはいかんと。特に私が意識しているのは経済規制ですけど、例えば、TPPでもEPAでもFTAでもみんなそうですけど、世界中みんな統合しようとしています。あれは制度を統一しようという動きですよ。日本は幸い1億2,000万人の統一市場があったから何とかそれをベースにしていろいろ利用、活動ができたんですが、それがばらばらになって、ここへ行ったらこうで、あそこへ行ったらこうでと言われた日にはですね、きっと日本全体から逃げてしまうか、日本の企業の活力がなくなるというようなこともあると思うので、したがって、移してはいけないもの、国として統一しなきゃいけないものっていうのは、逆に統一しとかないといけないということではないかと思います。これは道州制になってもならなくても同じだと思います。

3番目は、道州間の財政調整と道州内の財政調整をちゃんと初めからビルトインしといてもらわないと困る。いつもデータを忘れてくるのでいかんのですが、和歌山県で調べたら、和歌山ってちょっと貧しいところだと思いますが、例えばインフラの整備に誰がどうやっとするかという、大部分が基礎自治体じゃなくて県がやっているんです。県が1回中に入って、それで国の全体の資源の配分を受けて、それを市町村の方々がですね、住民の人に裨益をしとるところがあつて、これが財政調整が

なくて、基礎自治体に全部移って、県が消滅してしまったら、きっと多数決の世界だけのスタイルになってしまうので、道州制の賛成者をふやすためにも、初めから道州内の財政調整の仕組みですね、基礎自治体にどのぐらいのものがちゃんと行くかということをやっとかないとだめだと私は思います。

4番目に、政令指定都市とか、中核都市とかあって、都道府県の権限をかなり移している部分があります。全体としてどういう配分にするのか、基礎自治体にどこまで持っていくのかわからんけども、少なくともそういう部分の持っていつているところをもとにして、その上で再配分しないと、一部だけが何かでこぼこの形で、何か変な制度ができてしまうなと思ってるんで、そこのところはきちんとしたほうがいいですよというのが私の意見です。私は賛成でも反対でもないんですけども、少なくとも道州制は明治の昔からの都道府県の広さを考えれば不可避かなという気もするんですけども、しかし、ここだけはちゃんときちんとやっといってもらわないと簡単には賛成できないというのが自分の考え方です。

○委員（松井一郎） 先生方にこの観点はぜひ入れてもらいたいというのは、先ほど単なる行革であつたらいけないというのはよくわかるんです。ただ、やっぱり行政のサービスと、コスト、財政とのバランスというものは、制度設計の中にはぜひ考えていただきたいと思います。

○委員（山田啓二） 本当に御苦労さまです。私どもも知事会でも議論しており、その論点と同じだと思うのですが、松井委員が、ああいうふうにおっしゃいましたけれども、問題なのはやはり良い道州制と悪い道州制があり得るということだと思います。ここの議論というのはその中で、悪い道州制になってしまつては一番の基本である自治というものが大きく損なわれるおそれがある。団体自治、住民自治の両方の面から議論しなければならない。ここのところについてしっかりとした基本的な考え方をまとめていただきたいと思います。

先ほど仁坂副連合長もおっしゃいましたように、これは統治機構の根本的な改革に

なるわけですがけれども、国とは何かという議論が抜けてしまいますと、統治機構の根本的な改革にはならなくなるというのがまず1点あると思いますので、この点は明確にしていけないといけないのではないかと。これは国民会議でという話にはなっているのですが、国民会議になるにしろ、ならないにしろ、我々としてやっぱり明確にしていかななくてはいけないと思っています。

それから、基礎的地方公共団体のところですが。一番大切なところは住民自治だと思うのです。住民自治というものが地方自治の基本の中にあるのだけれども、団体自治の話ばかりになってしまいますと、住民自治のところは消えていってしまう。この問題に対して基礎的地方公共団体のあり方の根本を考えていかないと、この本当の意味で、良い道州制、悪い道州制ということの議論ができないのではないかと考えておりました。ここはやはり明確にしていかななくてはいけないのではないかと。そこから初めて、いろんな問題出てくるわけです。例えば、警察の問題があります。かつて市町村警察が都道府県警察になり、さらにその一部が国家警察に移っていったという具体的な歴史があるわけですから、そういうものをしっかりやっけていかないといけない。今回の場合、一番問題なのは、都道府県を廃止する、そして大きな事務を基礎的地方公共団体に移すというところで、実は絶対市町村と言わないわけです。基礎的地方公共団体は何かは言わない。

国の事務を道州制に移すのだが、国の組織のところは、整理、合理化としか言わないという話が出てきていて、この問題は大変危険な兆候が出ているのではないかと考えております。そうした点をしっかり踏まえていただきたい。その上で、さらに良い道州制とは何かまで本当は踏み込んでいただけるといいと思います。先ほどおっしゃいましたように、いろいろな面でこの国の構造の中で、格差が生まれている。この格差に対して一体どうやって調整機能をやっけていくのか。これは道州内も道州間もある。こういう問題や一極集中に対する問題、こういうところの問題をしっかりと指摘していただければ、大きな議論の基礎になるのではないかと考えておりますので、ぜひと

もこの研究会の議論に期待をしておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○委員（飯泉嘉門） 新川座長を初め皆様に本当に感謝を申し上げたいと思います。

私から大きく2点、申し上げておきたいと思います。一つは山田委員からもお話がありましたように、これは単なる地方の行革ということではなくて新しい国づくりだということで、そうしてまいりますと、連邦制だというよりも、地域振興立法権、地方にかかわるものについては、これは地方に任せてほしいと、こういった点についてぜひ盛り込んでいっていただきたいなというのが大きな1点です。

もう1点はよい道州制にしていくためには、今のこの三層制の中で、我々が幾らこれまで求めてきてもなかなか改善しなかった点。例えば、今お話の出た富める自治体とそうでない自治体。もっと言うと東京対それ以外と言ってもいいのかもしれませんが、例えば、この1例として、その一番の原因は法人事業税にあるんですね。この分割基準、どうしても本社重視ということがあって、東京、今では愛知、大阪も大分入ってきましたね、神奈川と。こうしたところが富める自治体となりそれ以外が貧乏な自治体という形になっています。しかし、今国家戦略という中で、企業がどんどんグローバル化をする中で、やはり法人税、法人事業税をあわせた法人課税が一体どのぐらいなのかということによって、グローバル企業はどこへ本社を持ってくるのかを決めているわけです。そこで今アベノミクスという中でも大胆に特区をつくって、大都市圏、その三つですよ、ここを特区にして事業税、法人税をまけようではないかと、こういうことになってくるのであれば、法人税は地方がどうあろうと国家戦略で変えるんだったら、国がそれは持って、そのかわり消費税は全部こちらが、道州、地方のほうがいただくとかですね。しかし、それでも、例えば地方消費税を見ても東京と奈良とでも2倍の格差が出ているところでもありますので、どうしても今までできなかった水平調整、ドイツは現に連邦の間で水平調整を行っているわけですので、そうした点も大胆に踏み込む形で、今まで我々なかなか言っても実現できなかった、もっと言

うと都道府県の間でも常に利害相反すると、こうした課題を一気に解決できるよい道州制といったものも一つ提案いただければ夢を持てるのではないかと。

また、山田委員からもお話のあった基礎的自治体の点については、これ町村会からもまた改めて道州制に対しての反対決議、強くなされておりますので、こうした点についてもしっかりとお考えをいただいて、どういった形が一番よい道州制になるのか、そうした点をやはり地方の立場から打ち出していくべきだと思いますので、その具体的な1例を申し上げたところでありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○広域連合長（井戸敏三）　最後に私から、連合長としてではなくて、一委員として申し上げたいと思ひます。

大義名分がよくなればなるほど中身をごまかすんじゃないかという疑いが非常に強くありまして、特に道州制のような砂をかぶせて中身を見えなくしておいて、一気呵成に国民会議で勝手な制度をつくって制度化を図っていこう、そして都道府県だけつぶそうと、こういう意図が丸々見えていますので、このような道州制をつくらせてはいけないのではないかと思っているのが第一です。それは何かと言いますと、都道府県の事務を全部基礎的自治体にやると言っているんですよね。ということは何か。市町村というか、基礎的自治体を全部政令市にしますと言っているということなんです。その政令市を束ねるような道州をつくりますと、こう言っているんです。じゃあ、覚悟はあるんだねと私はいつも言っているんです。なぜかと言うと、国と地方の税源配分からいうと、都道府県の事務は全部基礎的自治体に行くわけですから、今の税源配分、当然に基礎的自治体に行くんですね。道州は国の事務が移るわけですから、国の税金が道州に移るんです。そういう議論を指摘した人、誰もいないと思うんですが、そういうことを言っているんですね。そういうことを言っている覚悟はちゃんとあるんだねと私は言っているんです、常に。

自民党の道州制本部で案を出したときに、手に入れた税源配分案というのがあるんですが、全く同じですよ。今の地方と国の税源配分と。これどういうことなんだとい

うことになりますので、彼らのやろうとしていることと、中身は全く常に矛盾しているということを指摘して、私は常に反対してきているんです。信用が置けないということなんです。

提案をしているのは、どうしてもやりたいとおっしゃるなら、国の事務をまず限定列挙しなさいと、それ以外は地方だと。つまり逆のことをやろうとしているんですよ。道州に渡そうとする事務を一つずつ挙げて行って渡しますよと。国の事務、残った分をやりますじゃなくて、作業は逆をしろと。国のやらなければいけないことはこれだといって、それについて議論を深めて、そうするとですね、この事務を処理するのに何であんな莫大な霞が関が要るんだっていう話になるはずなんです。そういう議論をしていかないとおかしいのに道州だけの議論をしている。この辺が変だと2番目に思っております。

それに関連して、松井委員がおっしゃったように都構想自身は大賛成なんです。都構想で反対したことはないんです。ですが道州についてはちょっといかんかなと思っております。

それともう一つ、明治維新のときの廃藩置県、明治22年ですね。府県制の区割りってというのは、ある意味でかなり合理性があったのではないかと思うんです。都道府県が全部おかしくなったのは昭和30年前後の地方財政再建法をつくったときですけども、あれは余りにもお金を地方に回さな過ぎたということが原因で、それで地方財政再建法をつくってですね、仕掛け、交付税制度の税率まで上げました。それでもってやっと自主性が確保できるようになったんですが、そういうことを考えていったときに、なぜ今さらこれまでかなりの実力をつけてきている都道府県をつぶしてですね、道州にまで一気に持っていかなきゃいけないんだろうかと。私はこういう、関西広域連合のような府県が構成をする広域事務については責任を持てる特別地方公共団体の仕掛けというのは、一つの知恵として機能が十分果たせるのではないのでしょうかという問題提起を常にしております。

さらにあえて言いますと、道州をつくったときに、例えば大阪に道州の首府が置かれたとすると、うちの県の鳥取県境にある浜坂の状況が道州の役人にわかるのかって、わかりっこないんですよ。それで、浜坂から大阪まで来るのに東京へ行くのと同じぐらいかかっちゃうから、一泊泊まりで来なきゃいけない。そういうような状況を生み出して何の意味があるんだろうか。そうすると、きっと、中間団体が必要になるんじゃないか、中間処理団体。北海道で言えば支庁みたいなね。そうすると、ああいう役所をまた作らなきゃいけないんだったら、あえてなぜ都道府県をつぶさなきゃいけないんでしょうか。あるいは、私は道州ができて、道州は割りきりで、国の出先機関を統合した総合事務所をつくったらいいと、それを道州と称されればいいのではないですか。事務配分で国の出先機関がお持ちになっているやつで、都道府県が処理したほうがいいのはこちらがいただいて、その総合機関のほうが処理したほうがいいものはあげてもいいからですね、そういう再編、つまり4層制だって実を言うといいのではないかという主張をさせていただいております。

問題はやっぱり最初の疑問に行き着いて、何のためにするんでしょうかと思われまして、もし、合理的な説明をしようとする、ちょっと大胆過ぎますけども、東京都の道州というような姿を念頭に置かれているのかな。東京都イコール道州というような姿を念頭に置かれているのかな。だとすると、政令市があるようなところだけでいいという話になりそうだなとも思うんですが、この辺はいろんな議論をしてみないといけない、こう思っております。

単位が、関西とか九州、中四国とかを前提に置いて考えているから、何かコミットしているようなんですが、関東なんかどうするんだって。それで道州で、東京を抜くっていうんですよ。東京を抜いて東京は別の道州にしちゃう。それから、東北はまだはっきりとしていますが、ところが長野とか新潟とか、中部圏なんか入れますと大変区割りで難しいですね。だから選挙の話と同じで、区割りの議論になるとまとまらなくなってしまうんじゃないかと。というようなこともあって、これはなかなか簡単

にはいかないから、議論だけきちっとしといたらいいなということもありまして、私自身は先生方にまことに恐縮ですけれども研究をしていただいていると思っております。兵庫県知事としての、委員としての意見でございます。連合長ではございませんので。

それで、一応の御意見頂戴しましたので、それぞれの先生から我々の意見も踏まえましてコメントを頂戴できたらありがたいかと思えます。なかなかこれだけの数になると一つ一つについて意見交換をするという時間がございませんので、恐縮ですが、そのようにさせていただきたいと思えます。

それでは、早速山下先生からお願いします。

○道州制のあり方研究会副座長（山下 淳） この研究会を引き受けたときに、一体何を議論すればいいのだろうと思ったことがあります。というのは、話が物すごく漠然としていて、議論自体、都道府県をなくして道州をつくるんだという以外のところが全くない中で、何を議論したらいいのだろうというちょっととまどった記憶があります。そのときに、私なりに考えたのは、議論すべき問題というのは大きく二つの側面があるのだろうと。一つは仕組みといいますか体制です。統治の体制をどう考えるか。もう一つはその体制のもとで一体どのような活動、どのような行政サービスの提供が行われるんだろう。住民、市民のほうから見て重要なのは、やはり改革があって、それがサービスの質なり、あるいはサービスの提供のやり方なりが変わる。住民にとって、「ああ、こういうふうになってよくなったなあ」ということがやっぱり実感できるということが大事なことなんだろう。そのために統治の仕組みというものを変える必要があるということになるんだろうというふうに考えたわけです。そういう形でこの研究会でも活動のほうから議論をしてきたということがあります。

しかしですね、同時に体制という議論をするときに、道州という統治主体のあり方だけを議論しても全然議論にならないということも研究会の中では見えてきたと思います。すなわち、国、道州、あるいはその下に府県が残るのかもしれませんが、あるいは基礎的自治体、あるいは市町村というその間の関係、それ自体も道州制の導入っ

ていうのは変えることになります。したがって、まず、やはり国のあるべき姿、それから基礎自治体のあるべき姿も一緒に考えないと、道州だけ議論をしたって全然しょうがないねというふうな気がしています。

したがって、それこそ今日も御意見いただいたわけですが、まさにこの国の形をどう考えていくか、その中で、今の府県のあり方なりをどう考えていくか、あるいは府県を超える広域の行政体制をどう考えていくかということ、そこまで視野を広げないといけないのかな。しかし、そこまで広げると、広げた風呂敷が畳めるかなという不安も持っています。

特にですね、基礎自治体のあり方、特に今の市町村は物すごく多様になっています。また、大都市の行政体制自体、物すごくこの国の中で重要な意味を持っています。ただ、大都市といってもまた本当に大きいところから小さいところまであります。そういうものをどう組み込んでいけるかなというところが、これは検討すべきケースの一つとして出てきているなどは思っています。

ということで、大変なことを引き受けたなあと思っていますが、しかし、こういう中で議論をするというのはいい機会だと思っていますので、それなりに考えていきたいなと思っています。いずれにしてもあまり道州だけの議論、どういう道州をつくればいいかという議論をするよりはもう少し全体の中での道州の立ち位置みたいなものをはっきりさせるという議論のほうがいいのではないかなと私なりには考えているところです。

○広域連合長（井戸敏三） ありがとうございました。北村先生、お願いします。

○道州制のあり方研究会委員（北村裕明） 今日は知事や市長さんの道州制に関するお考えを聞いて改めて研究会で議論すべき課題が明確になりました。時間も限られておりますので、研究会で議論する際の視点について少し申し上げたいと思います。

何のために道州を導入するのかについて3回にわたる研究会で随分議論しましたが、やっぱりそれは90年代半ば以降の、日本における分権改革の流れをさらに一歩進める

ためのものであろうということでした。分権とは一体何であるかについては、私はいつも学生にも言っているんですが、それは分権改革推進委員会の中間報告に書かれた「住民の身の回りのことに関する自己決定権の拡大である」、これは最もわかりやすいと思っています。ですから、道州の導入が住民の自己決定権の拡大にどう具体的に貢献をし、住民のサービスや生活を向上させるのかという点が重要であろうと思うのです。その点では、やはり具体的に個々のサービスや機能が、道州ができた場合にどのように担われるのか分析が必要であって、この研究会でも第1回目では河川の問題について議論をいたしました。琵琶湖・淀川水系という広域的な管理の問題に長く携わってきた滋賀大学の中村特任教授に来ていただいて話を伺ったのですが、そうしますと統合的な流域管理が必要となる、すなわち治水と利水と環境の保全という横串的な行政のあり方と、そこに住民の参加をどう入れるのか、かつては川普請とって、流域の住民が川の管理に携わる仕組みを現代にどのように復活させるのか、そうした統合的な流域管理が、道州という新しい広域的な政府ができた場合に、どのように実現するのかが大切なこととなります。住民自治の新しい発展でありますから、そのための道州のガバナンスのあり方や、組織編制について、関西広域連合が道州を議論するのであれば、意味のある議論ができればと思っています。

○広域連合長（井戸敏三）　　ありがとうございます。

それでは、村上先生よろしくお願ひします。

○道州制のあり方研究会委員（村上　睦）　　私がこの委員をお引き受けしました動機と言いますのは、非常に悩んだのですけれども、関西人としてこの関西をいかにして浮上させるかということ私なりに勉強させていただく、そういった意味合いがありました。道州は自立、そのときにその財源保障というものをどういうふうに見ればいいのか、それから国際競争力を持つだけの規模ということなのですが、いわゆる地域が国際競争力を持つというのが一体どういうことなのか、この2点について問題意識を持っております。先ほど法人課税についての言及がありましたが、事業税

なども非常に偏在性があるということとともに、私自身は国際課税を専門にしておりますので、地域で税率が違っていたり、その課税自主権を強調することが非常に企業活動にとってマイナスになるという見解を持っております。ですから企業の租税負担を地域が国際競争力のために何かやるということに対しては、懸念を持っております。今、特区における実効税率を大きく引き下げてそれを起爆剤にしようとされていると思いますが、これが外国企業だけに認められている場合であったとしても、外国企業の定義がどうなっているのか、非常に迂回していけば日本の企業ももしかしたら外国企業になるのか、そうであるとすると、日本全体の法人税収を減らしてしまうこととなります。

今いろいろ御議論を聞かせていただきまして、やはり私も法人所得の課税を地方に入れてくるのは安定性という観点からも問題があるのではないかと。税による経済安定化機能というのは国が基本的に担うべきではないかという気持ちをさらに強めたところでは。税源も配賦基準も消費ということにしましたら応益性でいけると思うのです。1人当たりの消費額というのは余り変わりませんから、ということは余り経済力のないところでも再分配を受けているというそういう引け目はなくなると思うのです。法人所得課税ということが地方税収に入ってきますといろいろ問題があるのではないかなという気持ちを持っております。でもこれがどういうふうに反映できるかというのはこれからの課題にさせていただきたいと思っております。

○広域連合長（井戸敏三）　　ありがとうございました。それでは、新川先生、締めくくりのコメントをよろしく願いいたします。

○道州制のあり方研究会座長（新川達郎）　　いろいろ御意見をいただきましてありがとうございました。基本的には道州制推進も、あるいはちょっと待てという御意見もいろいろあったかと思いますが、基本のところ、国民あるいは住民のための統治の仕組みをどうつくっていくのか、そのためのいい仕組みを選んでいきたいという、そのところは改めて確認できたかと思っております。

その具体的な手法として、分権とそして自治ということ、これをどこまで全うできるかというのは多分基本的な方向として、重要なプライオリティーの高い課題ということになっているんだろうと思います。その中で、国、地方の役割、そして、地方の中でのさまざまな担い手のそれぞれの役割というのを確認をしていかないといけない、これが大きな1点目、我々の課題でもあるというふうに認識をさせていただきました。

二つ目に、実はそのときの解決の仕方、回答の仕方というのは、実は多様にありそうだ、複数のシナリオがありそうだということで、私どももそういう議論をしてきてはいるのですが、例えば小規模な市町村というのをどう考えていくのか、もう一方では大都市というのをこの道州やあるいは新たな道州、府県の仕組みの中でどういうふうに位置づけていくのか、こうしたところも実は単純にこういう形がよろしいというのが必ずしも出てこない。むしろ複数のシナリオの中でそれぞれのやり方を比較、検討していく必要があるのではないかと、そんなふうにもちょっと考えておりました、ある意味では多様な議論の中で、逆に幾つかのシナリオをお示しするということが必要かもしれないというふうに、今二つ目考えているところでございます。

重要な三つ目のポイントは、しかしそうは言いましても実際にそこで構想をされる国の役割、道州の役割、広域的な自治体の役割、それから基礎的と言っておりますけれども、実はそれは多様で、大都市やそれから小規模な町村まで含めてその役割をどういうふうに改めて再定義をしていくのか、その相互関係というのをどう考えていくのか。これはやはりどういう仕組みであればどういうメリット、デメリットがあるのかということを含めて少し荒っぽいやり方になるかもしれませんが、私どもなりに一定議論を尽くさないといけないなというふうに思っております。

そのときに、もう1点重要な原則は、やはり自己決定、自己責任ということが強調されました。自治というのは当然それが大前提になりますので、そうした観点から住民自治の視点というのを貫徹できるような、そういう仕組みを考えていかないといけないなということをおもっておりました。加えてその原則の3点目で重要なのはやはり

お金で、権限とセットになるんですが、財源の問題であります。どのレベルにせよやはりその運営に必要な税財政制度というのを構想していかなければなりませんし、今の日本の経済情勢から言えば当然再分配というのを適正にやっていくような財政調整機能というのがいろんなレベルで垂直的にも水平的にも必要になってきているということがございます。事務の配分とこの財政の新たな仕組みというのを、これも粗々ですが、やはり望ましい姿というのを一定出していかざるを得ないだろうというか、提案をしていかざるを得ないなというふうに思いながら、今お話を聞いておりました。

加えてもう1点だけ最後に、これは私どもの研究会の役割でもありますし、同時に連合の役割でもあろうかと思いますが、できるだけわかりやすい形で住民の皆様方に社会的に情報を提供していく、こうなればこうなりますよといったような、あるいはこんな姿はどうでしょうかといったようなそういうメリット、デメリットを含めて情報提供をしていくというのが非常に大きな役割だというふうに改めて認識をさせていただきました。そういうところを留意しながらまた今日いただきました御意見、全て何もかも丸のみするのは難しいのですが、大いに考慮をさせていただいて、今後の議論を深めていきたいと、そういうふうに思っております。

私のほうからは以上にさせていただきます。

○広域連合長（井戸敏三） 本当にありがとうございました。新川先生から今後の課題も指摘していただきましてありがとうございます。

道州制の問題はこれ1回で終わるわけではございません。私どもも、例えば兵庫県も勉強会を持たせていただいておりますし、兵庫県の市長会だけでも分権委員会などで議論をされたりしております。これからまだまだ議論が続くと思いますが、4先生には大変難しい課題を難しい時期に御議論いただき、しかも中間報告まで6月とか7月ぐらいまでにはいただければと言っておりまして、非常に難しい話をお願いしておりますので、今日もわざわざ御足労を忙しい中いただきまして、私どもの見解も聞いていただきましたので、いろんな角度があり過ぎて中間報告を出すのも難しいし大

変だと思えますけれども、ひとつ大きなたたき台を提案するんだというぐらいの大きな気持ちで、ぜひおまとめいただきますと幸いかなと思っております。事務局には必要な作業をお申し付けいただきましたら、連合事務局でできない事柄は各府県、政令市が束になって頑張りますので、その点もよろしく御理解いただきましたらと思います。

4 先生方にこれからのますますの御指導をお願い申し上げますとともに、御活躍をお祈り申し上げます、今日のお礼とさせていただきます。ありがとうございました。

○広域連合長（井戸敏三） それでは、道州制につきましての議論は以上とさせていただきますまして、続きましてこの夏の節電対策について、嘉田委員からお願いします。

○委員（嘉田由紀子） 私のほうから資料3で説明いたします。

ポイントを幾つか申し上げます。1 ページ目ですが、今夏の節電の呼びかけ内容は、平成22年夏と比べて9%削減を目安ということで、数値をあえて入れさせていただいております。9%削減を目安。国のほうは数値を入れないということですが、これまでの議論からして関西広域連合としては、9%削減を目安ということで、7月1日から9月30日、朝9時から20時です。呼びかけは、まず、関電さんからさまざまなメディアを使っていただくわけですが、自治体としては大きく、次のページを見ていただきましたら、「家族でお出かけ節電キャンペーン」などそれぞれ自治体で工夫をしていただくこと、実は今日それを公表というような一部誤解もあったかもしれませんが、今日のところはあえてそれぞれのところを出していただくことをお願いしてないようでございますので、情報共有できたらと思います。

それから、資料として出しておりますのは、「夏のご家庭編 みんなで節電アクション！」でございます。産業編も、この資料を御活用いただけたらと思います。家庭の場合には何よりもエアコンの効果が大きい。この50%というのはエアコンを消して扇風機を使用するというのが一番大きいですが、事業系のところもそれぞれどういう行為をしたらどれだけカットできるかということ、これも調査結果に基づいて出てお

りますので、去年、おととしよりはずっとわかりやすい資料が出ていると思います。

最後にロゴマークは「みんなで節電アクション!」、これは共通に広域連合でお使
いいただけたらと思います。それと、ペンギンさんの「家族でお出かけ楽しいね!」、
このあたりのロゴマークも共通でお使いをいただけたらと思います。今後の進捗状況
については、7月の連合委員会以降も御報告させていただきます。

○広域連合長（井戸敏三） 各県でも前年夏並みの取り組みを前提に、いろいろな形
で県民への周知徹底を図っていただけたらと思います。ぜひ協働してお願いを申し上げ
たいと存じます。

それでは、国の予算編成等に対する提案ですが、4ページに、広域連合制度の充実
ということで、（4項目提案しておりますが、）2番はですね、今の地方自治法で、
国に対して意見を申し述べる、事務委譲について意見を申し述べられるのは、連合の
規約に掲げている事務に関連する事務です。ところが我々の活動は既にそういうこと
を超えていますので、制度のほうも直してもらいたいということをあえて書いており
ますが、この点について御意見を伺いたいと思います。

それから、分担金に地方財政措置をしろと、勝手につくったのだから自分たちでや
れという話なのかもしれませんが、言ってみてもいいだろうということです。

それから、4番目はですね、先ほどもちょっと出ていまして、国土形成計画などの
整備は、こういう広域連合ができていたらきっと広域連合の仕事になっていたんじや
ないかと思うんです。ですから、広域連合もできたわけですので、例外的に広域連合
を使えという要請をしようという意味です。ちょっと気になっていまして、あえて
2番目などを持ち出すかどうかは気になったところですので、御意見を伺わせていた
だいたらと思います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○広域連合長（井戸敏三） それではこれも書かせていただくということで。

あとは、（30ページの）農林につきまして、少し連合事務局の知恵も結集いたし

まして、あるいは各府県の皆さんの御意見も頂戴しまして整理させていただきましたが、1にTPP協定締結に向けた交渉の実施というような意味で、守るべきは守る、しかし影響がある場合にはきちっとした対応をすべきだということを言うておく必要があるのではないかということで追加させていただいております。これが原案になかった点ではないかと思っておりますので、これもお諮りさせていただきます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○広域連合長(井戸敏三) よろしければあとは、ほとんど調整済みの内容だと思っておりますので、省略をさせていただきますが。

ここで議論をしているとなかなか時間ばかりかかりますので、もう一度お持ち帰りいただいた上で、各部局で再度チェックをしていただき、後決めるのは御一任いただくことにして、それで意見をお伺いすることはまだ時間がありますので、お気づきの点があったら御意見を頂戴できれば。今月いっぱいぐらいなら間に合うようですのでよろしく願いいたします。

以上で協議事項は終わりました、あと報告事項です。

資料5をごらんください。

ワールドマスターズゲームズのトリノ大会の視察団ですが、私本当は行きたいのですが、ちょっと就任直後になり得る可能性が高いもので、予定が立ちにくいんです。それで、平井委員、門川委員が団長で行っていただけるということになりましたので、お二人で団長をやっていただいて、視察していただいて、最終決定は9月にさせていただくことにしたいと思っております。

○副広域連合長(仁坂吉伸) うちも観光局長をつけます。

○広域連合長(井戸敏三) どうぞよろしくお願いいたします。京都が入ってないんですけどいいんでしょうか。

○委員(山田啓二) 何だったらこっちは送るように変えますので。

○委員(飯泉嘉門) 送るのは構わないんですか。

○広域連合長（井戸敏三） ええ、構いません。かなり大きなデリゲーションになっているんですけど、向こうは全然支障はないと思います。

それから、先月お見えいただきました両先生も御参加していただくことになっております。

続きまして、鳥インフルエンザH7N7への対応体制をつくっておりますので、簡単に御報告させていただきます。

○広域防災局広域計画参事 広域防災局広域計画参事の藤森です。よろしくお願います。

5月8日に各府県政令市の防災担当参与、さらには広域医療局の徳島県を中心にして医療部局からも御参加をいただきまして中国鳥インフルエンザに関する連絡会議を開催させていただきました。

1枚目の資料ですが、最初に広域連合としまして、鳥インフルエンザが国内で発生した場合から、新型インフルエンザへの変異していった場合にどのような体制で対応を行っていくのかということにつきましては、フェーズごとにそれぞれの発生段階における対応体制、つまり1枚目にごさいますような対策準備室から対策本部に至るまでの経緯につきまして確認と意思疎通を行いました。

2枚目以降につきましては、組織図、体制図を上げておりまして、その後それぞれの役割分担といったものを政府の行動計画案で示されております役割をフェーズごとに整理したもので、それに伴って広域連合として現時点で必要な役割を整理した資料につき説明し意見交換を行ったところです。

また、各府県、政令市からは5月8日までの体制と対応状況につきまして御説明をいただき、情報共有を図りました。

なお、広域防災局としましては、関西防災・減災プランの新型インフルエンザ対策編につきまして、今年度早期に策定する予定でして、来週27日月曜日には新型インフルエンザ対策専門部会を開催しまして、プランの策定を進めてまいります。

○広域連合長（井戸敏三） 幸い鳥インフルエンザにつきましては落ちつきを見せているようでありますので、連絡会議ぐらゐの開催で済むのではないかと考えております。心配していますのは風疹です。大阪府はいち早く対策を講じられたのですが、和歌山もそうですね。うちも倣いまして、対応することにさせていただきました。非常に地域性がありまして、兵庫県でいうと神戸市と尼崎が多いんです。余りにも広がりを見せるとやはり心配ですので、人人感染の典型的な例です。それぞれの立場で御検討いただいたと思います。

続きまして、資料7で関西広域連合のトッププロモーションについて、山田委員にお願いいたします。

○委員（山田啓二） 今年のトッププロモーションですが、9月13日から16日、場所は一応中国本土に対する門戸でありまして、東南アジアにも幅広く広がっているということで、今年は香港をメインにやっていきたいと思ひます。

これに中国本土をどうやって加えるかについてまた御相談しないとイケないのですが、香港におきまして観光展に加え物産展も行いたいと思ひしておりますので、各都道府県や市町村の皆さんも、ぜひともお願いをしたいと思ひますし、まずこのトッププロモーションにつきましても、できる限り大きなデリゲーションで参加して、香港に対して関西の存在を示したいと思ひますので、よろしくお願ひします。

○広域連合長（井戸敏三） 香港に私ども事務所がありますし、「関西広域連合香港事務所」という看板もつけさせていただいておりますのでぜひ御活用をお願いしたいと思ひます。

続きまして、資料9、2013年の食博覧会の大阪での結果報告をお願ひします。

○委員（山田啓二） 食博ですが、関西広域連合として大きなブースを出させていただきまして、各府県の特産物を出していただきまして、おかげさまで大変な数の食が出ました。また、農林水産部のほうでは仁坂副連合長を中心に、物品のほうを出していただけたことで、かなり関西広域連合という形で動けたと思ひしております。65万

人という大変な人数を抱え、私が行ったときにはもう身動きできないような状況でしたけれども、まず第一歩として関西エリア観光の最初のイベントとして大変大きな成果を上げたのではないかと思います。まだまだ食のイベントは続いておりますので、これからもいろいろな面で御協力をお願い申し上げたいと思います。

○広域連合長（井戸敏三） ありがとうございます。仁坂副連合長も一言。

○副広域連合長（仁坂吉伸） のぼりとかですね、それからちょうちんとかさせてもらいまして、私もステージに行く機会があったんですけど、「赤ちょうちんの関西広域連合」って言って叫んでおきました。

○広域連合長（井戸敏三） ありがとうございます。成功裏に終えたことを喜びたいと思います。

それでは、資料9、首都機能バックアップ構造の構築に関する意見です。事務局から説明させます。

○本部事務局計画課長 前回の広域連合委員会で協議させていただきましたが、その際、資料9の最後のところですが、参考の部分少し調整をしようということで御指示いただきまして、昨年度の調査結果も踏まえまして網羅的に一覧表に整理させていただきました。

○広域連合長（井戸敏三） こういう内容でわかりやすくしたということですのでよろしく御理解いただきたいと思います。

それから、資料10は6月に臨時議会が開かれることになっております。資料10で臨時議会の開催、6月29日に開かれますのでどうぞよろしくお願ひします。

資料11は何かコメントがありますか。

○委員（嘉田由紀子） 関西元気文化圏の推進フォーラムで大津市の三井寺に能舞台がございます。そこで狂言再発見ということで6月22日に広域連合とそれから文化圏推進協議会の共催の催しがあります。実は滋賀琵琶湖、そもそも猿楽が近江猿楽から中世に出ておりますので、さまざまな舞台にもなっております。ぜひ関西の皆さん

にもお越しただけたらということでアピールをさせていただきます。

○広域連合長（井戸敏三）　　ありがとうございました。

そのほかに何か、この際です、御発言ございましたら。

それでは、第33回の関西広域連合委員会を終わらせていただきたいと思います。

○本部事務局長　　時間は押ししておりますけれども、もし質問がございましたらお受けしたいと思いますので、質問のある記者の方、挙手をお願いしますでしょうか。

（質問者なし）

○広域連合長（井戸敏三）　　それでは、これで終了させていただきます。ありがとうございました。

閉会　午後4時30分